

神奈川県町村会からの「令和4年度 県の施策・
予算に関する要望」に係る対応状況

令和4年3月

神 奈 川 県

目 次

I 重点要望

1 地方分権の一層の推進とまち・ひと・しごと創生の推進.....	1
2 防災・防犯対策の充実強化.....	6
3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進.....	12
4 保健・医療・福祉対策の充実強化.....	17
5 産業の振興及び観光施策の推進等.....	28
6 都市基盤等の整備促進.....	30
7 教育施策の推進.....	35

II 地域要望

1 三浦半島地域要望.....	39
2 湘南地域要望.....	41
3 足柄上地域要望.....	44
4 足柄下地域要望.....	52
5 愛甲地域要望.....	59
6 水源地域要望.....	62

I 重 点 要 望

1 地方分権の一層の推進とまち・ひと・しごと創生の推進

<要望事項>

(1) 広域自治体としての県の役割発揮

ア 県が現在、取り組まれている自治体間の広域連携を円滑に進められるよう、調整、支援の役割を引き続き推進するとともに、自治体間の広域連携が困難な場合に、県が補完的な取組として掲げてきた事業を引き続き進めるとともに、新たな課題に対しても、その役割を果たすこと。

《対応状況》【政策局】

市町村が、人口減少・少子高齢化社会において、限られた資源を有効活用しつつ、今後も住民ニーズに的確に対応していくためには、広域連携など様々な手法を活用していくことが有効です。

そのため、引き続き町村の御意見を伺いながら、広域自治体として、自治体間の調整について支援をしていきます。

また、補完的な取組として、市町村の持続可能な行政サービスの提供に向けて、権限の返還、専門職員派遣及び公共施設の老朽化対策についても、引き続き取組を進めていくとともに、新たな課題に対しても、広域自治体としての役割を果たすべく、適宜、取組を検討していきます。

<要望事項>

イ 税等の徴収に関する職員短期派遣制度については、令和3年度をもって終了となるが、持続可能な徴収体制の強化を図り安定的な税収確保に繋げていくためには、税務職員の徴収スキルの向上やノウハウの継承など、県からの支援が必要不可欠であることから、引き続き十分な支援措置を講じること。

《対応状況》【総務局】

令和4年度以降については、令和2年度の「地方税収対策推進協議会総会」にて市町村の御意見を伺いながら決定した「神奈川県税務職員実地支援制度」や「県・市町村税務職員交流」等により、市町村の持続可能な徴収体制の強化支援を引き続き実施していきます。

<要望事項>

ウ 国は、令和2年12月に国が定めたマイナンバーカード工程表に沿って、機能拡充を進めているが、その際にシステム改修及び継続的に発生する過大なランニングコスト等の経費について、自治体の負担が生じないよう、引き続き、財政措置を講ずるよう、国へ働きかけること。

また、今回の新型コロナウイルス感染症対策で浮き彫りになったマイナンバー制度の制度設計や活用の課題解決に向けて、行政サービスへの支障や自治体の過度の負担が生じないよう、国に働きかけること。

《対応状況》【総務局】

マイナンバー制度における自治体への国の財政措置については、「令和4年度国の方策・制度・予算に関する提案」として、新たな情報連携の開始に伴うシステム改修の経費には、適切な財政措置を講じることを国に提案しています。

なお、全国知事会から新たにシステム及びネットワークに係る構築、改修及び維持管理や各種連携テストの実施が発生した際には、それに要する経費については、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにするとともに、既存システムの更改について

も地方の負担軽減措置を講じることを国へ要望しています。

引き続き国への働きかけを実施するとともに、国の動向については、速やかに情報提供していきます。

＜要望事項＞

エ 国が目指す新たな社会像「Society5.0」については、データベースの構築等において、地域による不均等が生じないよう、県がイニシアチブをとり施策を推進すること。

また、システム導入に際しては、スケールメリット等も考慮し、県が中心となり広域によるシステム導入などの環境整備等を推進するとともに、補助スキームの構築など財政面の支援を含めた多面的な支援を行うこと。

《対応状況》【政策局・総務局】

「Society5.0」については、ドローンなどの最先端技術を活用して社会的課題の解決を目指す未来創生部門が中心となって、府内横断的な調整や、これまでの取組との整合も図りながら、企業やアカデミア、県内市町村など、様々なステークホルダーと連携して取組を進めています。

これまで、町村の情報システムの共同化に際し、ネットワーク整備やセキュリティ対策、調達に関するノウハウの提供等の技術的支援とともに、市町村自治基盤強化総合補助金による財政的支援を行ってきましたところです。

今後も、引き続き国の動向を注視しつつ、システム導入に際してはできる限りの技術的支援を行っていきます。

＜要望事項＞

オ 各種基幹統計調査結果の情報収集にあたっては、平成29年5月30日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において「統計データのオープン化の推進・高度化」が位置付けられていることから、町村が速やかに情報収集出来るよう、自治体専用ページを設ける等の方策を構築するよう引き続き国へ働きかけるとともに、町村へ現状などの情報提供をすること。

《対応状況》【政策局】

統計情報の利活用における利便性の向上については、都道府県統計連絡協議会を通じて、従来から「統計データの有効活用の推進（オープンデータ化の取組の推進）」として、全国要望を行っています。

県としては、国の「統計データのオープン化の推進・高度化」における調査票情報の提供に関する利用要件の緩和等の見直しの状況を踏まえ、統計情報の利活用における利便性の向上について、引き続き国に要望していくとともに、情報共有を密にしていきます。

なお、都道府県統計連絡協議会（令和3年6月）の要望に対し、国は令和3年7月16日に「調査設計における地域別表章の限界には留意した上で、統計情報提供の充実に努めてまいりたい。」と回答しています。

＜要望事項＞

(2) ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

所在町村においてゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理や消防・救急など、様々な行政需要に対応する上で、きわめて貴重な財源であり、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、引き続き現行制度を堅持するよう、主体性をもって今後とも国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局・総務局】

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理など各種行政サービスを享受していることに着目して利用者に負担していただく税であり、県、市町村の双方の行政運営に欠かすこと

のできない財源となっていることから、県としても堅持するよう、全国知事会等を通じた要望を行っています。

なお、令和4年度税制改正においては、現行制度が維持されることとなりました。

＜要望事項＞

(3) 固定資産税の賦課にあたっての対応

ア 安定的な地方税の確保の観点からも、償却資産に係る減税という税制による支援策は改め、特例措置は、期限の到来をもって確実に終了するよう国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局】

償却資産に係る固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、行政サービスを享受していることに着目して課税しているものであり、その償却資産の所在する自治体の行政需要を賄う貴重な財源となっていることから、固定資産税の時限的な特例措置については、期限の到来をもって確実に終了するよう、全国知事会等を通じて要望しています。

＜要望事項＞

イ 土地・家屋の課税客体の評価にあたっては、納税者にもわかりやすい簡素な評価方法とともに、町村の基幹税目である固定資産税の安定的確保と税負担の公平性の観点から、非課税措置や鉄軌道用地の特例措置の整理・縮減について、引き続き、国へ要望すること。

《対応状況》【政策局】

家屋評価については、評価替えに伴い評点項目の整理合理化が図られてきましたが、依然として専門性が高く複雑なものであり、納税者にとっても理解しにくいものとなっています。

したがって、課税の公平性が保たれることを前提に、非木造家屋評点基準表のより一層の整理合理化や、取得価格方式、平米単価方式などの検討など、評価方法のさらなる簡素化について検討するよう国に働きかけていきます。

非課税措置等は、租税負担の軽減を通じて特定の政策目的を実現するための政策手段であり、税負担の公平という税制の基本原理の例外となっていますので、その政策目的の合理性、政策手段としての適正性、利用の実態などを踏まえて適時見直しを行い、整理・縮減されるよう国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

(4) 地方交付税改革の推進

ア 地域手当の級地区分決定の際、人口5万人以下の市や町村においては、通勤者率（パーソントリップ数値）を用いて算出しているため、近隣の人口5万人以上の市と支給割合に大幅な差が生じている場合があることから、地域手当の指定基準を見直すとともに、地域手当の超過支給を理由とする特別交付税の減額措置については、地方自治の独自性を阻害することから廃止について、引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局】

地域手当制度に関して、順次見直しは行われていますが、最低賃金との関係から地域手当の級地区分が低すぎると考えられる団体もあることから、国の動向を注視しつつ、引き続き、機会をとらえて国に地域の実情を伝え、見直しを働きかけていきます。

また、特別交付税の減額措置については、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等も活用し、地方交付税の算定方法を改善すべき意見として、市町村の要望を取りまとめていく中で引き続き国に伝えています。

＜要望事項＞

イ 国策として、訪日事業を進めるなかで、観光客の増加に伴う観光地特有の需要の拡大が見込まれることから、観光地需要への適切な財政措置の必要性を国に求め、地方への一般財源総額の確保を、引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局】

観光地における財政需要については、普通交付税の清掃費において、入湯税納税義務者数を算定の基礎数値として、ごみ処理に係る経費が密度補正により措置されており、また、特別交付税においても、観光立国にかかる経費が措置されているところです。

しかし、これら以外にも、新型コロナウイルス感染防止の観点など、観光地における特有の行政需要が生じていることから、市町村の御協力もいただきながら、観光地の需要への適切な財政措置の必要性を国に求めていきます。

また、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額確保についても、引き続き国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

ウ 臨時財政対策債制度については、速やかに廃止し、地方財源の不足は、地方交付税の法定率引き上げ等、適切な財政措置を講ずることを、引き続き国へ求めること。

《対応状況》【政策局】

市町村が自立的かつ安定的な財政運営を行うことができるようするため、地方交付税の法定率分の引き上げ等により地方交付税総額を確保するとともに、臨時財政対策債を廃止し、本来の地方交付税に復元するよう、国に強く要望しています。

今後も、御要望の趣旨を踏まえ、あらゆる機会をとらえて国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

(5) 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

市町村自治基盤強化総合補助金は、町村の行政機能及び財政基盤の強化を図る上で非常に有効な補助金であるが、優先順位が低い事業への配分が遅く、財源として活用しにくいため、配分額の確定を早期に行うこと。

また、下限事業費は、引き下げを行うとともに、優先順位が低い事業は全額留保される課題があるため、町村がより一層活用出来るようにすること。

《対応状況》【政策局】

市町村自治基盤強化総合補助金の予算については、市町村からの要望を踏まえ確保しているところですが、可能な限り早期に交付決定できるよう努めています。

また、制度をより有効に活用できるよう、町村の下限事業費を市の半額としてその事業規模に配慮しています。

引き続き、市町村の意見を伺いながら、制度を運営していきます。

＜要望事項＞

(6) 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進と地方創生の推進に係る町村への財政支援の充実

第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進にあたっては、各地域県政総合センター等を窓口として、町村とも連携することで地方創生の相乗効果を生み出し、引き続き、事業を推進すること。

また、町村が策定した第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる取り組みを推進するため、十分な予算を確保し、町村が柔軟に活用できるよう補助金制度等の改善を図るとと

もに必要な支援を行うこと。

《対応状況》【政策局】

第2期県総合戦略の推進に当たっては、町村と連携して、柔軟な発想で取組を推進していくとともに、地域活性化の取組など、町村と連携して事業を推進していきます。

また、町村が策定した第2期地方版総合戦略に掲げる取組の推進については、地方創生推進交付金が活用できるよう、内閣府の担当官を招いて相談会を実施するなどの支援を行います。

町村の第2期地方版総合戦略に位置付けられた事業を推進するため、市町村自治基盤強化総合補助金の「地方創生推進事業」を平成28年度に創設し、地方創生に資する事業を幅広く対象としていますが、より有効に活用いただけるよう、令和3年度に下限基準額を廃止しました。

今後も町村の御意見を伺いながら、制度のあり方を検討していきます。

＜要望事項＞

(7) 地方の実態を踏まえた歳出改革の実現

地方自治体は、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応等に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、基金を積み立てており、基金残高の増加を理由に、地方歳出を削減することのないよう、引き続き、国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局】

基金の積み立ては、財政運営上、年度間調整するための手段です。基金残高が増加していることをもって、地方財政計画の歳出削減の理由にならないよう地方財政計画の歳出の見積りに当たっては、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確保するよう、引き続き国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

(8) 地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税の清算基準については、最終消費地と税収の最終的な帰属地が一致しているとは言い難いため、より適切な精算制度を構築するよう、状況を勘案し、国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

地方消費税の清算基準については、平成30年度税制改正において、社会保障財源として充実が図られている地方消費税の税収をより適切に最終消費地に帰属させるため、抜本的な見直しが行われたところですが、今後もその性格や見直しに伴う影響等を勘案しながら必要に応じて国に要望していきます。

＜要望事項＞

(9) 非常事態に対する交付金の算定方法の見直し

令和2年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、配分額の算定項目の1つに財政力が用いられたが、非常事態に対する交付金については、財政力によらず必要額を措置するよう国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、これまで国に対して、地域の実情に応じた事業を地方自治体の判断により実施できるよう、全ての地方自治体が必要とする額を確保し、交付金の算定に当たっては、財政力に関わらず、地域の実情に即した必要な額を措置するよう、県から直接、または東京・千葉・埼玉の知事と連携するなどして、要望を行ってきたところです。

今後も、地方自治体が必要とする額の確保及びその措置について、引き続き機会をとらえて国に求めていきます。

2 防災・防犯対策の充実強化

<要望事項>

(1) 地震等防災対策の充実強化

- ア 東海地震、神奈川西部地震、南関東地震などの緊迫性が指摘される中、地震観測網及び地震調査研究体制を強化するとともに、決定された「大規模地震防災・減災対策大綱」に基づき、定められた対策を、県及び関係自治体と連携し、着実に推進するよう、国へ働きかけること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県では、国に対して、地震観測体制の確立と更なる地震調査研究の充実強化を図るよう要望しています。

また、県西部地震については、温泉地学研究所が地震・地殻変動の観測と地震像解明に向けた調査研究活動を行っており、引き続き地震観測体制の充実を図るとともに、国への要望を行っていきます。

大規模な地震災害や、火山の噴火、ゲリラ豪雨による風水害等への対応については、県や市町村などが担う公助や、県民一人ひとりの自助・共助が重要です。

県は、地震災害対策推進条例や地域防災計画（地震災害対策計画・風水害等災害対策計画）、さらに地震防災戦略や水防災戦略に基づき、必要な施策を着実に推進していきます。

<要望事項>

- イ 神奈川水防災戦略に掲げる目標達成のために位置づけるハード及びソフト対策の実現とともに、頻発に発生する水害を防止するよう、関係自治体とも連携し、引き続き災害対策の強化を図ること。

《対応状況》【くらし安全防災局・県土整備局】

県では、令和2年2月「神奈川県水防災戦略」を策定しました。主な対策として、緊急に実施することで被害を最小化するハード対策、中長期的な視点で取組みを加速させるハード対策、災害対応力の充実強化に向けたソフト対策を掲げ、「水害からの逃げ遅れゼロ」「県民のいのちを守り、財産・生活等への被害を軽減」を目標に、関係機関とともに計画的・重点的に対策を進めています。

<要望事項>

- ウ 東海地震の強化地域に指定されている町村では、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路を確保するため、これらの道路にある橋梁やトンネルの耐震診断と補強工事に対する国の財政措置のさらなる充実と、無電柱化の計画的な推進について働きかけるとともに、県においては、既存の市町村自治基盤強化総合補助金の十分な予算の確保と、町村が求める対象事業について、使用可能となる補助金とするよう見直しを行うこと。

《対応状況》【政策局・県土整備局】

橋梁やトンネルの耐震診断と補強工事については国の交付金等の制度がありますので、県としては、これらの事業に対して、確実な財政措置が講じられるよう国へ働きかけていきます。

また、国道1号など、国が管理する国道における無電柱化の推進については、県内関係市町村や経済団体等と連携して国へ要望してきたところであり、今後も引き続き働きかけていきます。

なお、市町村自治基盤強化総合補助金においては、耐震診断や補強工事を直接対象としたものではありませんが、長寿命化対策により、老朽化した施設の耐用年数を延長し、ライフサイクルコストを軽減する事業や町村等が地域の実情に応じて実施する施設整備事業を対象に補助を実施しています。

＜要望事項＞

- エ 完成時に移管された高速道路（自動車専用道路を含む）跨道橋の点検維持補修事業並びに耐震補強事業については、確実な財政措置が講じられるよう国へ働きかけること。
また、原因者から、財政支援が得られるような制度の創設を、国へ働きかけすること。

《対応状況》【県土整備局】

跨道橋の点検維持補修事業並びに耐震補強事業については、国の交付金等の制度がありますので、県としては、これらの事業に対して、確実な財政措置が講じられるよう国へ働きかけていきます。

＜要望事項＞

(2) 防災力強化のための支援制度の充実

- ア 「市町村地域防災力強化事業費補助金」は、引き続き従前の支援措置及び予算を確保するとともに、町村の声を反映し、施設や設備機器等の更新を機能強化として捉えた制度に拡充する見直しを行うこと。

《対応状況》【くらし安全防災局】

「市町村地域防災力強化事業費補助金」は令和3年度当初予算において約2億円増額させており、令和4年度も引き続き令和3年度と同額の予算を措置しています。

なお、現在の補助対象は機能強化に関するものに限っており、現時点では見直しは考えていません。

＜要望事項＞

- イ 自治体がり災証明を発行するにあたり、引き続き、自治体職員の評価技術向上を図るための研修会を開催するとともに、技術者が不足する自治体で、迅速かつ適正に調査・評価ができるよう、内閣府が発出している「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、職員が現場携帯できる簡便な電子情報としてのマニュアルを作成するとともに、専門職員を派遣するなど支援制度を構築するよう国へ働きかけること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県では、県内市町村の罹災証明事務担当者及び平成29年度に「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」を締結している神奈川県土地家屋調査士会に対し、内閣府から派遣講師を依頼して、住家の被害認定調査に関する研修会を行っています。

また、九都県市では、昨年に引き続き、被害認定調査・罹災証明書発行について、全国的な支援体制を構築すること等を国に要望しています。

なお、現場に持参できる電子情報としてのマニュアルは、既に内閣府のホームページに掲載されています。

さらに、全国知事会や九都県市の相互応援、総務省の応急対策職員派遣制度等により、被害認定調査・罹災証明書発行業務の経験がある職員及び神奈川県土地家屋調査士会会員を派遣できる体制を整えています。

＜要望事項＞

ウ 防災行政無線（同報系・移動系）は令和4年11月末をもって新規則の条件に適合しない無線機器は使用できなくなるため、防災行政無線デジタル化全般の財政的支援制度の早期創設の実現を引き続き、国へ働きかけること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県では、引き続き、国に対して、防災行政無線のデジタル化に対する財政的支援について要望していきます。

また、防災行政無線は、災害情報伝達の重要な手段であり、県では、「市町村地域防災力強化事業費補助金」で支援しています。

＜要望事項＞

エ 「市町村地域防災力強化事業費補助金」については、最終的に補助率を下回る交付額となり、やむを得ず一般財源で不足分を補てんした経緯があるため、既定の補助率どおり確実に交付できるよう予算を確保すること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

「市町村地域防災力強化事業費補助金」については、市町村からの交付申請の総額が、県の予算額を超える場合には、予算の範囲内となるよう、全体調整して交付しています。

そのため、交付額が補助率どおりとならない場合が生じますが、引き続き予算の確保に努めています。

＜要望事項＞

オ 避難者への健康管理上の配慮等により、開設している避難所では不足が生じ、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げる必要が生じた際は、災害救助法の適用基準に該当しない場合であっても、必要な財政措置を講ずることを、引き続き国に働きかけること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

避難先宿泊施設の借上費用など、市町村に多額の財政負担が恒常に発生することから、災害救助法の適用基準に該当しない場合であっても必要な財源措置を講ずるよう、「令和4年度国の施策・制度・予算に関する提案」として国に対し提案活動を実施しました。

また、指定避難所の「三密」を避けるために行う民間の宿泊施設の借上げなどに対する安定的な財政支援制度を創設するよう、令和3年6月に全国知事会を通して国に要望しました。

＜要望事項＞

カ 住民の生命・財産を守るために、災害救助法適用以前に、住民を避難させ、避難所を開設・運営した場合であっても、必要な財政措置を講ずるよう、国に働きかけること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

避難先宿泊施設の借上費用など、市町村に多額の財政負担が恒常に発生することから、災害救助法適用以前であっても必要な財源措置を講ずるよう、「令和4年度国の施策・制度・予算に関する提案」として国に対し提案活動を実施しました。

また、指定避難所の「三密」を避けるために行う民間の宿泊施設の借上げなどに対する安定的な財政支援制度を創設するよう、令和3年6月に全国知事会を通して国に要望しました。

＜要望事項＞

キ 全国的に消防団員の確保が難しく、地域防災力の低下に危機感が強まるなか、平成29年3月の道路交通法改正により、普通免許で運転可能な自動車は、車両総重量が3.5t未満に引き下げられた。

それによって、それまで普通免許を保有する消防団員が運転出来た消防ポンプ車が運転出来ず、免許取得にあたっては仕事を休むなど、消防団員への新たな負担となり、消防団員の活動に影響を及ぼすため、消防団車両は普通免許で運転ができるよう、国へ働きかけること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

準中型免許の新設に伴い、将来的に車両総重量3.5t以上の消防自動車を運転する者の確保が課題となることから、消防庁は、市町村が消防団員の準中型免許の取得に対して助成を行った場合、助成額の2分の1に対して特別交付税措置を講じています。

また、消防庁では新制度下の普通免許で運転可能な消防自動車の活用を推奨しており、3.5t未満の消防ポンプ自動車の無償貸付を行う等の対応をしているところです。

＜要望事項＞

(3) 施設の耐震化の促進

公共施設の安全確保の観点から、老朽化対策への財政支援をさらに強化するとともに、事業期間が終了した「市町村役場機能緊急保全事業」は、住民合意を得るに十分な期間を設けた制度として、改めて創設すること。

《対応状況》【政策局・くらし安全防災局】

県では、地震防災戦略において、庁舎など防災拠点となる公共施設等の耐震化を重点施策に位置付けています。

庁舎の整備等については、市町村が公共施設等総合管理計画の個別施設計画等に基づいて施設長寿命化、老朽化対策として施設を改修する際には、市町村自治基盤強化総合補助金が活用できる場合もあります。

国の市町村役場機能緊急保全事業については、平成29年度から令和2年度までの4年間が时限とされたところであり、県としても延長の働きかけを行ってきましたが、令和2年度までで終了となりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響によって議会・住民の合意形成に時間を要している実情もあり、災害対応拠点となる庁舎の建て替えに係る財政支援については、県としても機会をとらえて国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

(4) 公共施設における防犯対策の推進

ア 道路、公園等の公共施設への防犯カメラ、緊急通報システムの整備など、自治体が犯罪抑止という視点で取り組む事業に対し、住民と直結する町村が実施する施策について、フレキシブルに対応できるような財政支援を講ずるよう、引き続き国へ働きかけるとともに、神奈川県地域防災力強化支援事業に基づく防犯カメラの設置を令和5年度以降も引き続き継続し、地域防犯の強化を推進すること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県は、国に対し、地方自治体が行う防犯カメラ設置促進事業への国庫補助制度を創設するよう継続して提案しているところです。

また、平成28年度に神奈川県地域防犯力強化支援事業を創設し、令和元年度までの4年間で、合計1,125台の防犯カメラの設置を支援してきました。

県民の皆様や市町村などからの事業継続要望により、同事業を令和2年度から令和4年度ま

での3年間に限り、補助額を遞減させながら継続することになり、令和2年度は250台の防犯カメラの設置を支援しました。

令和4年度の1台当たりの補助上限額は当初の計画どおり4万円に遞減しますが、限られた予算でより効果的な場所に設置できるよう支援を行っていきます。

令和5年度以降については、「市町村地域防災力強化事業費補助金」のメニューに追加し、継続的に支援を行うことを検討していきます。

＜要望事項＞

イ　登下校防犯プランに基づく点検活動により設置をする防犯灯については、社会資本整備総合交付金ではなく、新たな財政措置を確保することを国に働きかけること。

《対応状況》【くらし安全防災局・県土整備局・教育局】

防犯灯については、市町村が、地域の状況に応じて整備を進めてきた経過もあり、財政支援措置にかかる国への働きかけは、慎重に検討すべき課題と認識しています。

また、県教育委員会では、「『登下校防犯プラン』に基づく通学路の防犯の観点による緊急合同点検」に基づき、県内の全公立小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部の通学路の安全点検の状況を取りまとめ、対策が必要な箇所がある学校数等を国へ報告しているところです。

なお、県では、社会資本整備総合交付金について、地方が必要とする所要額を安定的かつ継続的に確保するよう、「令和4年度国の施策・制度・予算に関する提案」等において国に要望しており、今後も機会をとらえて国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

(5) 警察官の増員と交番の増設等

平成31年3月に「神奈川県警察交番等整備基本計画」が策定され、都市開発などに対応する場合でも、県内全体では交番総数は増加させず近隣交番の移転や統合などにより対応していくことや交番等勤務員数の維持の方向性が示されたが、地域住民にとって最も身近な地域安全を守るうえで交番は重要なため、統合により交番が廃止となった地域においては、従来の交番機能を有し、機動力を活かしたアクティブ交番の配備など、引き続き行うこと。

さらに、警察官の増員など関連する予算についても併せて措置を講ずるよう、引き続き、国へ強く働きかけること。

《対応状況》【警察本部】

県警察は、平成31年3月に策定した「神奈川県警察交番等整備基本計画」に基づく交番統合後の治安対策として、アクティブ交番を導入しました。

今後とも機動力を生かしたアクティブ交番の効果的な運用を推進するとともに、交番勤務員の複数体制を確立して現場執行力の向上を図ります。また、統合地域においては、今後もパトカーによる警戒活動を実施し、交番が統合された地域の治安の維持、向上に努めていきます。

また、更なる警察力の向上を図るべく、令和4年度に向けて、国に対して警察官の増員要求を行っており、今後の警察官の増員についても、治安情勢の変化等を見ながら的確に対応していきます。

＜要望事項＞

(6) 土砂災害警戒区域等に指定された区域内家屋の対応

土砂災害の発生は悲惨な事態を引き起こすため、土砂災害警戒区域に指定された場合の支援制度の構築を早急に国に強く働きかけること。

《対応状況》【県土整備局】

土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域に指定された場合、市町村において土砂災害ハザ

ードマップの作製・周知等のソフト対策を推進していただいているが、建築物に対する構造規制等の法的規制がないため、建築物に対する支援制度は考えていません。

なお、土砂災害特別警戒区域については、建築物の構造規制等の法的規制が適用されており、その一方で、既存不適格住宅の移転又は土砂災害に対する構造耐力上の安全性を確保するための改修に対しては、市町村が補助金を交付する場合、国の補助制度である「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用することができます。

＜要望事項＞

(7) 交通事故防止のための交通安全施設の整備

交通事故多発抑止の観点から、町村の交通事故発生状況をみたなかで、信号機及び効果的な交通安全施設整備に伴う予算の増額を図ること。

《対応状況》【警察本部】

県民の安全・安心を確保するため、信号機等交通安全施設を必要な場所へ設置し適切に維持管理する上で必要な予算の確保に努めるとともに、信号機等交通安全施設のライフサイクルコストの低減や効率的な予算執行にも取り組んでいきます。

なお、令和4年度当初予算は、令和3年度から増額した予算を措置しました。

＜要望事項＞

(8) 「小規模な倉庫」の床面積要件の緩和

住民の安全・安心を守る目的で自主防災組織等が設置する防災倉庫については、倉庫本体の費用のほかに、建築確認申請にかかる費用が生じてしまうことから、地域の防災力の向上に資する規模で、その設置が容易に可能となるよう、「小規模な倉庫の建築基準法上の取り扱いについて（技術的助言）」（平成27年2月27日付け国住指第4544号）における「小規模な倉庫」の「小規模」の定義について、床面積の要件を更に緩和すること。

《対応状況》【国土交通省】

建築基準法は、建築物の構造等に関する最低の基準を定め、その安全性等を確保することにより、国民の生命・財産等を保護することを目的としています。

そのため、建築物を建築する場合には、小規模なものであっても建築確認により関係規定への適合性を審査し、周囲に対する影響や、地震・火災等により発生する被害に対して、安全性等を担保する必要があります。

国土交通省では、平成27年2月に技術的助言を発出し、土地に自立して設置する小規模な倉庫のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないものについて、貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないものとしています。

県では、この技術的助言の趣旨を踏まえて、県内の特定行政庁等で構成する「神奈川県建築行政連絡協議会」において「奥行が1m以下で床面積が2m²以内」とする等の小規模倉庫の具体的な取扱いを定めています。

また、防災備蓄倉庫の設置を促進する自治体によって倉庫の安全性が担保される場合等で、技術的助言の範囲内でどのような対応が可能か改めて検討を行い、令和2年7月には、県所管区域に関して小規模な防災備蓄倉庫に係る小規模の定義を「奥行が1m以下で床面積が5m²以内」とする取扱いを定めて緩和したところです。

なお、この取扱いに基づき、運用開始した自治体もあります。

＜要望事項＞

(9) 宅地耐震化推進事業における支援

県は県内市町村における大規模盛土造成地の安全性の把握調査を実施しているが、調査の結果、滑動崩落の恐れがあると認められた場合、宅地等の所有者等に対し災害の防止のため勧告がなされる可能性がある。対策工事が必要となった場合、工事には相当な費用を要し、

宅地等の所有者等だけで対応することは極めて困難であることから、対策工事に必要な技術的支援や財政的支援の制度を構築すること。

《対応状況》【県土整備局】

宅地造成等規制法では、滑動崩落のおそれのある大規模盛土造成地の対策については、当該造成地の宅地の所有者や道路等の公共施設の管理者が必要な対策を講じることになりますが、宅地の所有者や公共施設管理者の個々の努力だけでは対策を講じることが難しいのが実情だと理解しています。

大規模盛土造成地に係る調査の結果、対策が必要となった場合には、土地所有者をはじめとする関係者の方々が対策工事を着実に進めることができるように、必要な技術的支援に加え、宅地耐震化推進事業等の国の補助制度の活用について助言等支援を適切に行っていきます。

〈要望事項〉

(10) 大規模盛土造成地の安全性等

大規模盛土造成地の大雨等に対する安全性については、引き続き十分な確認を行い、結果を町村と共有すること。

《対応状況》【県土整備局】

県では、毎年、降雨期の6月と9月に土木事務所及び所管区域内市町村の宅地開発関係職員とともに「宅地造成等の防災パトロール」を実施し、造成工事中の宅地造成地の防災措置等の点検を行い、認識の共有を図っているところです。

既存の大規模盛土造成地について、市町村や周辺の住民の方から大雨時に防災上の懸念がある等の連絡があった場合などにおいては、現地確認などをを行い必要な情報について地元町村との共有に努めています。

3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

〈要望事項〉

(1) 自然環境の保全

ア 近年の異常気象による豪雨により、崩落の危険性を未然に防ぐ上で重要な治山事業や森林整備事業については、県は引き続き国に財源を要望し、現状を調査し計画的に事業を推進すること。

なお、今後とも、この施策に必要な財源の確保に努めるとともに、水源地としての役割を再認識したうえで、水源地が抱える課題に対して、積極的な支援策を講じること。

《対応状況》【環境農政局】

治山事業における災害防止対策については、山地の崩壊や土砂流出の危険性の高い地区を山地災害危険地区に設定し、必要な山地災害の予防対策に取り組むとともに、崩壊地や荒廃した溪流の復旧対策及び森林整備も優先度の高いところから計画的に実施しています。

また、令和元年東日本台風など、近年、大きな災害が頻発していることから、引き続き予算の確保を国に要望していきます。

森林整備事業については、水源環境保全税を活用し、水源の森林づくり事業をはじめとした森林の保全・再生に努めているところです。また、今後予想される台風等の自然災害に備える取組を強化するなど、令和4年度以降に取り組む次期5か年計画も策定したところであり、引き続き、森林の保全・再生について、着実に取組を進めています。

なお、造林補助事業についても、引き続き予算の確保を国に要望し、森林整備を促進していきます。

＜要望事項＞

イ 山地災害の防止と被害地の早期復旧を図る上で、今後とも県は整備財源を国に要望するとともに、小規模治山復旧事業に係る単独予算を引き続き確保すること。

《対応状況》【環境農政局】

山地災害の防止と被害地の早期復旧については、被害の程度や優先度等を踏まえ、計画的に実施しています。整備財源については、引き続き予算の確保を国に要望していきます。

なお、第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画の特別対策事業として、水源林基盤整備事業に取り組んでおり、水源保全地域内において、崩壊地の拡大や森林土壌の流出を防ぐため、土壌保全対策を推進しています。

小規模治山事業及び水源林基盤整備事業については、令和4年度においても、引き続き予算を措置しました。

＜要望事項＞

ウ 神奈川県市町村事業推進交付金の対象事業のうち自然環境の保全に係る事業（松くい虫被害対策自主事業及び鳥獣保護管理対策事業）については、交付金充当可能額を満たす予算を確保すること。

《対応状況》【政策局・環境農政局】

市町村事業推進交付金については、県の緊急財政対策の取組として、市町村の創意工夫の促進と事務の効率を図る観点から複数の補助金を統合して創設されたものであり、交付金総額の枠内で市町村が主体的に各事業に配分できるものです。

また、令和2年度から令和4年度の外形標準方式による配分額については、令和元年度に定めており、その中で対象事業全体の所要額を確保しています。

＜要望事項＞

(2) 森林環境譲与税等に対する支援

ア 創設された森林管理システムについて、町村の意見を常に聞きながら、業務運営対応力向上を図るための支援措置を引き続き行うこと。

《対応状況》【環境農政局】

森林経営管理法により創設された森林経営管理制度については、県の普及指導担当とサポートセンターが連携し、個別相談や研修会等の開催を通じて、引き続き、支援を行っていきます。

＜要望事項＞

イ 森林環境譲与税については、積算基準として人口割の割合が多く採用されており、県内における主要な森林所在市町村への譲与額が少ない試算であるが、制度創設の趣旨を鑑みると、森林整備や木材搬出の促進が重要事項であると考えられる。

については、森林整備等の促進が図れる各種支援制度の充実や、県産木材の需給調整のためのマッチングシステム等のように、川下側と川上・川中側との間で譲与税の循環を可能とする支援策を、引き続き推進すること。

《対応状況》【環境農政局】

森林整備や木材の搬出の促進に向けては、木材の搬出支援や製材加工する施設整備支援、県産木材の普及・PRなど、木材の搬出から加工・消費まで一体的な対策を行っており、引き続き支援していきます。

また、令和元年度に設置したかながわ市町村林政サポートセンターを通じて、木材利用を進める都市部の市町と山側の市町村との意見交換や森林環境譲与税の取組に関する情報交換会を

行うなど、引き続き都市部とのマッチングを図っていきます。

＜要望事項＞

(3) 地球温暖化防止に向けた設備導入の促進

地球温暖化の防止、エネルギーの地産地消や地域の活性化を図るため、町村等が整備する太陽光、風力、水力発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、手続きの簡素化や初期投資への助成等の支援を行うよう、国へ要望するとともに、県独自の政策として初期投資への助成拡充に努めること。

また、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム等の広範な普及を図るため、設置者負担額の軽減のための財政支援制度を充実すること。

《対応状況》【産業労働局】

まず、自治体の整備に関するものではありませんが、国に対しては、既存住宅において自家消費型の太陽光発電設備や家庭用燃料電池（エネファーム）を設置した際に所得税額等を控除するなど、必要な措置を講じるよう、提案、要望するとともに、県独自の施策として、自家消費型の太陽光発電設備の導入に対する支援など、事業者向けの補助事業を実施しています。

また、県としては、限られた財源を優先度の高い施策に重点的に配分する必要があるため、住宅用太陽光発電設備や家庭用燃料電池（エネファーム）などを単体で導入する場合への補助は行っていませんが、ZEHを導入する場合への補助など政策誘導的な補助事業を実施しているほか、住宅用太陽光発電設備の初期費用の負担を軽減させる「共同購入事業」や、初期費用ゼロで設置できる「0円ソーラー」にも取り組んでいます。

今後も、こうした支援を引き続き行うとともに、必要に応じて、国への提案、要望を行っていきます。

＜要望事項＞

(4) 有害鳥獣対策の強化充実

ア 各地域における有害鳥獣被害状況を検証し、実情にあった施策を展開する意味からも、各県政総合センターに配置されていた鳥獣被害対策専門員の再編整備により、かながわ鳥獣被害対策支援センターに配置された職員に担当区域を設けた人員配置を行う等、県内地域の状況や加害獣の特性を理解した上で、実効性のある対策を講ずること。

《対応状況》【環境農政局】

各地域の実情にあった実効性のある対策については、地域県政総合センターごとに設置している地域鳥獣対策協議会を軸に推進していくとともに、かながわ鳥獣被害対策支援センターが、市町村等の要請に応じて現地に赴き、被害状況などの地域特性に応じた効果的な対策の提案、実施に向けた支援、情報発信等を行っていきます。

なお、かながわ鳥獣被害対策支援センターの人員配置については、令和3年度から非常勤の専門職員1名を常勤化したところです。今後も、業務の内容や活動の効果を検証した上で体制強化を検討していきます。

＜要望事項＞

イ 深刻化・広域化する鳥獣被害対策について、国はジビエ活用の有無によって支援策が異なるが、捕獲従事者への負担は、ジビエ活用の有無とは関連なく、地域性もあることから支援策の差異を見直すこと。

《対応状況》【環境農政局】

ジビエ活用について国は「被害防止のために捕獲を進めるだけでなく、捕獲鳥獣を地域資源（ジビエ等）として利用し、農山村の所得に変える取組が重要」としており、支援策の差異は、捕獲従事者の負担の大小によるものではなく、ジビエ活用を推進するために設けられています。

現行の施策の見直しについて、国へ働きかける予定はありませんが、鳥獣被害対策を継続していくため、これまで同様、国の鳥獣被害防止総合対策交付金について、予算の確保を国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

ウ ツキノワグマの人里への出没が増加しており、住民の不安が高まっていることから詳細な生息数、生息域及び行動範囲の把握に努め、引き続き、町村への情報提供及び緊急時の迅速かつ柔軟な対策を講ずること。

《対応状況》【環境農政局】

ツキノワグマの生息数、生息域については、本県のような小規模個体群の場合、様々な課題があり困難ですが、推計手法について、引き続き検討していきます。

また、対策については、「神奈川県人里でのツキノワグマ出没時の対応マニュアル」に基づき、人身被害を防止するため、町村等と連携し、出没状況に応じたパトロールや追い払い、捕獲などの対策を速やかに行っていきます。

さらに、令和3年度から時限的な対策として、里地への出没が懸念される地区の特に重要度が高い箇所について、通信機能付きセンサーカメラを設置し、クラウド上に映像を送信してクマの行動を把握し、必要な情報を迅速に地域へ情報提供することとしました。これにより、クマの動向を迅速に把握するとともに、フンなどを用いたDNA分析による個体の情報の収集や、対策への活用のノウハウを市町村に技術移転を行っていくことなど、地域で有効なクマ対策がなされるように支援していきます。

＜要望事項＞

エ 有害鳥獣の捕獲については、国の鳥獣被害防止総合対策交付金の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により、捕獲した有害鳥獣1頭当たりの捕獲活動経費の単価が定められており、過去の実績と比べて多く捕獲した際に上乗せして加算される制度が創設されたものの、捕獲者の対価に見合っていない状況である。

有害鳥獣の捕獲数向上と捕獲従事者確保が急務であることから、単価の見直しとともに、鳥獣被害対策実施隊の報酬及び保険等について、全額措置を講じるよう、国に働きかけること。

さらに、令和3年度から国の捕獲活動経費の単価を補完する制度が、県において創設されたが、令和5年度までの時限制度であるため、令和6年度以降も引き続き支援を行うこと。

《対応状況》【環境農政局】

国の鳥獣被害防止総合対策交付金において、有害鳥獣1頭当たりの捕獲活動経費の単価が捕獲者の対価に見合っていない状況について、具体的に必要な対価をお知らせいただけましたら、機会をとらえ、国へ要望していきます。

また、鳥獣被害対策実施隊の報酬及び保険等の交付率は定額（10分の10）ですので、積極的な活用をお願いします。

さらに、県による有害鳥獣捕獲奨励補助金は、鳥獣対策において県と市町村が一体となった解決策を検討していく中で、それが実施されるまでの被害を増やさないための緊急対策として、3年間の时限を設定し措置したものであり、積極的な活用をいただいた上で、その効果については各市町村からの御意見も伺いながら検証していきます。

＜要望事項＞

(5) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

循環型社会形成推進交付金について、市町村の事業実施に合わせ必要な予算額の確保と中継施設などごみの広域処理に必要な施設の整備及び廃棄物処理施設と一体不可分な用地・建

物整備もすべて交付対象に加えるなど、交付対象の拡充を国へ引き続き提案し、その実現を図ること。

また、中継施設などごみの広域処理に必要な施設の整備について、県においても国の交付金制度を補完する制度を創設するなど、積極的に支援を行うこと。

《対応状況》【環境農政局】

循環型社会形成推進交付金については、国に承認された循環型社会形成推進地域計画に基づく市町村の事業実施に合わせ、必要な予算額を確保することを国に要望しています。

中継施設などごみの広域処理に必要な施設の整備及び廃棄物処理施設と一体不可分な用地・建物整備については、範囲を限定せずに全て交付対象とすることを国に要望しています。

なお、ごみの広域処理に必要な施設の整備について、財政支援を講じることは、国の役割であり、県が補完する立場ではないと考えます。

＜要望事項＞

(6) 墓地等の経営の許可等に関する条例等の改正

神奈川県墓地等の経営許可に関する条例及び施行規則の墓地等の設置場所の基準において、焼骨を埋葬する墓地及び納骨堂には、住宅地等との距離規定がなく、住宅に近接する場所に設置が許可され、問題化している実態もある。

隣接する市町村の行政界に設置される可能性もあるため、広域的見地から、町村の声に耳を傾け、他県の条例に距離規定があるように、県条例及び施行規則を改正し、住宅地との距離規定を設けること。

《対応状況》【健康医療局】

条例を制定している県内の市においては、焼骨を埋蔵する墓地と住宅との距離規制を設けているところと設けていないところがあり、これまでの本県の規制緩和等の経緯を踏まえると、県条例で一律に全ての町村域に距離規制を設け規制を行うことは、適当でないものと考えます。

また、県では「事務処理の特例に関する条例」により、町村への権限移譲が可能な事務としていますので、事務の移譲を受け、墓地の需要や地域の宗教的慣習、都市計画との調整等を考慮した上で、各町村が地域の実情に合った形の規制を行うことが望ましいと考えます。

なお、県では定期的に条例を見直す制度を設けていますので、今後の条例見直しの際には、町村からの御意見を伺っていきます。

＜要望事項＞

(7) 航空機による騒音対応の強化

厚木海軍飛行場は、周辺市町村で深刻な航空機騒音被害が発生しているが、住民が航空機の種類を判別できない場合も多いことから、航空機が不明な場合でも一括して対応可能な問い合わせ先の設置及び、激しい騒音が予想される際には、事前に情報提供及び住民への十分な説明を行うよう、国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局】

軍用機等の騒音問題については、一義的には、自衛隊機を運用し、また日米安全保障条約によって基地を提供している国の責任において対応すべきものと考えます。

硫黄島での米軍の空母艦載機着陸訓練の情報など、国から提供を受けた情報についてはホームページ等で県民に周知していますが、基本的に、米軍機及び自衛隊機に関する飛行運用など、騒音につながる具体的な情報は、本県を始め地方自治体には、国からは提供されていません。

そこで、基地関係市と連携し、激しい騒音の発生が予想される米軍機の飛行について、国の責任において適時、的確な情報提供を行うとともに、住民への十分な説明を行うことや、航空機騒音の苦情について国が責任を持って直接対応することなどを国に要望しており、引き続き求めていきます。

<要望事項>

(8) 新たな外国人材受入れ環境の整備

外国人が地域において円滑な生活を送るための医療や福祉サービス及び災害時などの外国人受入れ環境の整備にあたって、町村との連携を強化するとともに、必要な支援体制を講ずるよう、引き続き、国へ働きかけること。

《対応状況》【くらし安全防災局・国際文化観光局・福祉子どもみらい局・健康医療局】

医療については、異なる言語や文化を持つ外国人患者の支援のため、令和3年2月に設置した神奈川県外国人医療推進検討会議において、関係団体・自治体と連携し必要な支援体制について協議していくほか、医療通訳制度の充実を図るとともに、制度の充実に当たっては、先行して普及している自治体等の制度との融合を図ること及び医療費負担能力に欠ける外国籍県民救済のための抜本的な制度の創設など、外国籍県民に関する医療体制を整備することを、引き続き国へ働きかけていきます。

また、福祉サービス等については、日本での安全・安心な生活や就労のために必要な情報を掲載した「生活・就労ガイドブック」の内容の拡充や、外国人向けの防災に関する普及啓発の推進、24時間相談対応が可能となるような体制整備を図る等、都道府県国際交流推進協議会を通じて国に要望しました。

<要望事項>

(9) ナラ枯れ対策に係る財源の確保

県下全域に拡大するナラ枯れは、倒木による人的・住宅被害が懸念されるため、拡大防止にあたっては、県主導で対策を講じるほか、伐採等に見合った財源の確保が図られるよう国へ働きかけること。

《対応状況》【環境農政局】

県では、ナラ枯れ被害対策ガイドラインにおいて、対策の基本的な考え方を示し、このガイドラインに基づき対策を行う市町村に対し、調査や技術的助言を行っています。

また、市町村を支援する国の補助金である森林病害虫等防除事業費補助金の制度がありますが、県要望に対して十分な額が配分されていないことから、今後は国が十分な予算を確保し、本県にも必要な配分が行われるよう求めていく必要があります。

そこで、国に対して「令和4年度国の施策・制度・予算に関する提案」として、「森林病害虫等防除事業費補助金などのナラ枯れ被害対策に必要な予算を十分に確保し、地方自治体に対する財政支援をより一層充実・強化すること。」を、要望しました。

また、市町村へ譲与されている森林環境譲与税を活用して、緑地におけるナラ枯れ対策を行っている自治体もありますので、こうした取組について各市町村に紹介していきます。

4 保健・医療・福祉対策の充実強化

<要望事項>

(1) 地域保健医療対策の充実

ア 産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、医師数・病院数の偏在が生じていることから、救急医療体制の維持が厳しい地域も見られるので、県としても安定した地域医療提供体制を確保するとともに、医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講ずることを国へ要望すること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、「地域医療介護総合確保基金」の増額を国に働きかけ、市町村が提出した事業計画書どおり実施できることにすること。

《対応状況》【健康医療局】

安定した地域医療体制を確保するためには、県内に勤務する医師数の増加が必要であること

から、引き続き臨床研修制度における募集定員を引き上げることなどを国に要望しているところです。

また、県医療勤務環境改善支援センターでは、就業環境の改善のため、働き方改革に取り組む医療機関にコンサルを派遣するなど支援を行っていますが、さらに、医師を含む医療人材の就業環境改善のための措置として、医療クラーク（医師事務作業補助者）やA I等の最先端のテクノロジー活用への取組の拡充を国に要望していきます。

医師養成に当たっては、県では中長期的な取組として、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、産科、小児科、救急科を含む県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、県内の特定診療科の医師確保に向けて取り組んでいます。なお、医師不足に対応するには、県内に勤務する医師数の増加が必要であることから国に要望を行い、令和5年度までの入学定員の増員分は、暫定延長されることになりましたが、令和6年度以降においても地域枠が維持できるよう、引き続き、国に要望していきます。

なお、現在、産科を希望する16名、小児科を希望する16名を含む81名の医師が県内医療機関で勤務しているところであり、引き続き、この制度を活用して、医師の確保に努めています。

小児救急医療を始めとする救急医療の充実に向けては、患者の症状に応じた適切な医療が受けられるよう救急医療体制の整備を進めるため、今後も効率的で切れ目のない総合的な医療体制の整備に努めるとともに、「地域医療介護総合確保基金」を活用し事業が実施できるよう、機会をとらえ国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

イ 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるためにも、地域における中核的な総合医療機関として、周産期医療体制及び小児医療体制の充実は不可欠であり、分娩可能な医療機関の数や入院病床を有する小児科の医療機関の状況など、地域における医療ニーズを的確に捉え、継続的に質の高い医療サービスを安定的に提供することができるよう、県としても医療体制の充実強化を図ること。

《対応状況》【健康医療局】

県では、産科医療及び分娩に関する調査により、分娩可能な医療機関の数や分娩の数等の状況などの把握を行っています。また、周産期総合医療センターに対する補助を実施するなど、周産期医療体制の充実に努めています。

＜要望事項＞

ウ 各種がん検診の受診率向上のため、誰もが無料でがん検診を受診できるよう、町村が実施する各種がん検診は、全額国庫負担とすることを国へ要望するとともに、県としてもかながわグランドデザインに示された狙いや指標を達成するよう、町村とも連携し、必要な支援対策を講ずること。

《対応状況》【健康医療局】

市町村の実施するがん検診の受診率向上に向けて、財政措置の拡充を講じるよう、国へ継続して要望しています。

また、かながわグランドデザインに示している指標などを達成するために、県では受診啓発活動を始めとした様々な機会における町村との連携を通して、がん検診の受診率及びがん検診の精度や質の向上を図り、町村を支援していきます。

＜要望事項＞

エ おたふくかぜ等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とするとともに、その際には、本来その財源を含め、国の責任において実施されるべきものであることから、地方交付税等の措置ではなく、費用の全額を国

の責任において措置することの実現に向け、引き続き要望すること。

また、予防ワクチン接種後の症状発症者に対する救済措置を早期に実現するため、健康被害救済の手続きの簡素化及び迅速な審査の実施を国へ要望すること。

《対応状況》【健康医療局】

県では国への要望において、世界保健機関（WHO）が推奨するワクチンのうち、定期予防接種化されていないワクチンについて、専門部会における接種の安全性に係る検討を進め、早急に定期予防接種化を図ること、国における定期予防接種の全額財政措置化について要望しました。

予防接種後に発生した健康被害の救済の手続きについては、国において、順次、審査が行われていますので、今後も国の動向に注視し、必要に応じて国に働きかけていきます。

〈要望事項〉

(2) 医療費をはじめとする助成制度の充実

ア 小児医療費の助成は、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減の重要な支援策であるが、財政力の弱い町村が個々に取り組むには限界があり、対象年齢や所得制限の在り方を見直し、全県的な制度設計を国と連携し、県主導で実施すること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

小児医療費助成制度については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、実施主体である市町村に対して県が補助を行っています。

今後の方向性や、見直しに当たっては、対象者も多く県民への影響が大きいため、慎重に検討していきます。

また、県としては、小児医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度については、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、国に対して、「令和4年度国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っており、今後も引き続き、国の制度として小児医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度を創設するよう、国に対して働きかけていきます。

〈要望事項〉

イ 制度改正から10余年を経過し、ひとり親家庭等医療費、重度障害者医療費助成について、一部負担金や所得制限の撤廃など、制度のあり方について、改めて町村と協議をする場を設け、実施主体である町村ごとの格差が縮小するよう県の主導により改善すること。また、「重度障害児者医療費助成制度」についても、法律等に基づく全国統一した助成制度を創設するよう、引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

ひとり親家庭等医療費助成制度、重度障害者医療費助成制度の見直しについては、事業の安定的な継続を図るため、平成17年度に全市町村からの要望に基づき、「医療費助成制度見直し検討会」を設置し、検討を重ねてきた経緯があります。

その検討結果が平成19年3月に検討会報告書として県に提出され、その後、各市町村長や医師会等の関係団体との意見交換を実施し、平成19年9月に県としての方針決定を行い、一部負担金の導入、所得制限の導入、対象者の見直しを行いました。

この見直しは、市町村との議論をもとに行なったもので、制度を安定的に継続していくことは市町村共通の認識であると受け止めていますので、見直しの趣旨を御理解くださるようお願いします。

重度障害者医療費助成制度の今後の制度のあり方については、見直しによる県民や市町村の影響が大きいことから、まずは市町村との検討の場を活用し、制度の様々な課題について協議していきます。

なお、県では、ひとり親家庭等医療費助成制度及び重度障害者医療費助成制度については、

国の責任において、医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであります、今後も引き続き要望していきます。

＜要望事項＞

- ウ 一部の小児医療費助成や障害者医療費助成については、町村単独で補助を行っており、これによって国保財源である国庫負担金（療養給付費負担金）の減額措置がとられているため、この措置を廃止するよう引き続き国に働きかけすること。

《対応状況》【健康医療局】

県では、「令和4年度国の施策・制度・予算に関する提案」や全国知事会等を通じて、国庫負担金等の削減措置の全面廃止について国へ働きかけを行っています。

＜要望事項＞

- エ 国が進める少子化対策において、不育症・不妊症等の特定治療助成事業は重要であり、不妊治療については、保険適用の早期実現並びに助成制度創設を、また不育症治療については、専門医の育成及び助成に係る予算を確保するよう、国へ働きかけすること。

《対応状況》【健康医療局】

県では、特定不妊治療費助成事業を、国の実施要綱に基づき国庫補助を活用して実施しています。なお、国は、少子化対策の一環として、令和4年4月から特定不妊治療および、一般不妊治療のうち、これまで、保険適用の対象外となっていた人工授精等について、医療保険を適用することとし、令和4年度の診療報酬改定が行われたところです。県としては、令和4年度については、引き続き国の要綱に基づき、令和4年3月31日以前に治療を開始し、令和4年4月1日以降に治療終了した保険適用外の特定不妊治療に対して、「保険適用への円滑な移行支援」として助成を実施します。

不育症については、妊娠はしても、流産、死産や早期新生児死亡などを繰り返している状態を指すものとされており、その原因は母体によるもの、胎児によるものなど様々で、詳しく調べても原因がわからない場合が約7割近くあるとされています。

不育症治療に関しては、一部の治療に関して保険適用されていますが、県では国の要綱に基づき、先進医療に指定された保険適用外の不育症検査費用助成事業を令和3年度から開始しました。

また、不育症は検査や治療が可能な医療機関が限られていることや専門医が少ないことから、治療方法などの研究が十分には確立されていません。

このため、県としては、不育症の研究や人材育成の推進について国に提案していきます。

＜要望事項＞

- オ 障がい者に対する各種補助制度について、規定の補助率を維持し、確実な予算措置を要望するとともに、国に対して「義務的経費」として位置づけるよう、引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県の方針では、市町村が主体性を持って行う事業に対する補助についての補助率は、原則として3分の1以内としていますが、重度障害者医療費助成制度については、補助率を、政令市・中核市は3分の1、その他の市町村は2分の1としています。今後も、制度のあり方については、引き続き市町村と協議していきます。

また、県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障がい者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであります、今後も引き続き要望していきます。

＜要望事項＞

カ 地域生活支援事業に対する国の規定補助率（1／2以内）と、実質補助率との乖離を解消するとともに、義務的経費として負担金化するよう国に対して働きかけること。

また、町村が地域生活支援事業を円滑に実施するには、あらかじめ歳入額を的確に見積る必要があることから、県の補助額を早期に町村に明示すること。

〔対応状況〕【福祉子どもみらい局】

地域生活支援事業の国庫補助率が2分の1を下回り市町村に大幅な超過負担が生じていること、また、他の補助対象事業が当該補助金に統合される傾向にあることについては、本県としても大変深刻な問題であると認識しています。

そのため、例年「国の施策・制度・予算に関する提案」において重点的提案として必要な財政措置を国に要望しています。また、各種ブロック会議等においても国庫補助金の枠拡大と事業実績に見合った確実な財源措置を講じるとともに、配分方法については各自治体に情報提供することについても国に要望しています。

併せて、障害者総合支援法で指定した必須事業のうち、意思疎通支援や移動支援、日常生活用具の給付といった個人向けの給付事業については、障害者の日常生活や社会参加など障害者の自立支援に不可欠なサービスであることから、地域格差を生じさせることなく適切な水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、その財源については必要な経費が確保できる国庫負担金とし、地方負担分についても的確な交付税措置を行うことが適当であるとして、国に要望しているところです。今後とも機会をとらえて継続的に要望していきます。

また、県の補助額については、国の補助額を元に算定しており、事業規模、財政力や必須事業の充足率に配慮し、地域間格差を生じさせることのないよう配分するとともに、速やかに連絡するよう努めます。

＜要望事項＞

(3) 国民健康保険制度等の改革

ア 国民健康保険制度を円滑に運営するため、法定外繰入れやその背景にある保険料税水準など「財政上の構造問題」に対する3,400億円の財政基盤強化策の効果を検証し、今後とも、必要な追加支援策を実施すること。

〔対応状況〕【健康医療局】

県では、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築していくため、今後実施される財政基盤強化策を国の責任において検証し、引き続き必要な財政措置がなされるよう、国に要望しています。

＜要望事項＞

イ 広域化の目的でもある保険料の統一化（同一所得同一保険料）については、引き続き、町村と連携し方針を定め、実現に向け十分協議すること。

また、子育て世帯の負担軽減を図るため、18歳以下の被保険者に係る均等割保険料（税）を免除する支援制度を国の負担において創設することを国へ働きかけること。

〔対応状況〕【健康医療局】

保険料水準の統一に向けては、各市町村の医療費水準や法定外繰入金による保険料負担の差異の解消など、様々な課題について、県・市町村で構成する国保協議会において、丁寧に意見を聞きながら十分な議論を行っていきます。

先に成立した「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第66号）では、子ども・子育て支援策として、国民健康保険の保険料（税）における子ども（未就学児）に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度を創設することが盛り込まれ、令和4年度から実施されることになりました。

子どもの均等割保険料の軽減は、平成30年度も国保制度改革に当たり、財政支援策の一つとして国と地方の協議のなかで検討するとしてきた課題であり、今回の制度創設は評価できるものですが、子ども・子育て支援策は、国・地方とも就学児ないし18歳以下の子どもを対象としており、こうした政策の均衡を考えた場合、未就学児までに限定することは、問題であると考えています。

子どもに係る均等割保険料軽減措置の対象範囲の拡大については、全国知事会等において、国に対し国の負担において実施することを要望しているところですが、引き続き要望していきます。

＜要望事項＞

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による国民健康保険料（税）の減免及び新型コロナウイルス感染症に罹患した者等を対象とする傷病手当金に対する財政支援について、新型コロナウイルス感染症による影響が続く間は、引き続き実施するとともに、全額支給するよう国へ働きかけること。

《対応状況》【健康医療局】

令和3年度の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免については、国が減免額の全額を財政支援することとなりました。

傷病手当金については、令和4年3月現在で同年6月30日までの全額支援が定められているところです。

新型コロナウイルス感染症による影響が続く間は、引き続き、市町村負担が生じないよう、国において財源を確保し、全額を財政支援するよう求めていきます。

＜要望事項＞

(4) 「子ども・子育て支援新制度」の推進

ア 1号認定に係る施設型給付は、法定負担とされている全国統一費用部分（国1／2、県・町村各1／4）の他に、公定価格の26.2%にあたる地方単独費用部分（県・町村各1／2）が設定されており、町村に過大な財政負担を強いるものであることから、地方単独費用部分を直ちに撤廃し、公定価格全体を国庫負担対象額とする本来の制度に改正するよう国への働きかけすること。

また、子ども・子育て支援新制度の着実な促進を図るために、神奈川県子ども・子育て支援交付金の継続と更なる充実を図ること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

給付費については、本来、新制度における幼児期の教育・保育の充実のために支払われる個人給付であるため、認定区分にかかわらず、国は原則どおり他の給付費と同じく2分の1を負担すべきであると考えます。このため、県としては、1号認定の子どものみに経過措置として設定されている「地方単独費用部分」の速やかな廃止について、国に繰り返し要望を行っています。

地域子ども・子育て支援交付金については、引き続き県負担分（3分の1）を補助していきます。

＜要望事項＞

イ 公立幼稚園及び保育園の広域利用の場合、公定価格と利用者負担額との差額は、保護者の居住地町村が、当該幼稚園及び保育園設置町村に負担することになっているので、保護者居住地町村の費用負担については、地方交付税措置とするよう国へ働きかけること。

また、財政負担の調整は、当該市町村間で行うこととされているが、負担について一定のルールが示されることが必要であり、このルール策定について国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局・福祉子どもみらい局】

地方交付税の算定における基礎数値は、国勢調査を始めとする国の指定統計調査や関係官庁の調査等を用いることとされています。

公立幼稚園等については、学校基本調査規則によって調査した園児数等を基礎数値として算定されますが、広域利用者数については、公表数値が存在しないことから、交付税の算定に反映させることは困難です。

しかし市町村ごとに地域区分が異なり、公定価格に差が生じることは依然としてあることから、実態に合わせた適切な地域区分となるよう、国に対して要望しています。

また、公立幼稚園等の広域利用に係る財政負担について、一定のルールを設けた場合、地域の実情にそぐわないケースが生じることも考えられることから、一定のルールを設けることは困難です。

公立幼稚園等の広域利用に伴う個別の財政負担の調整は、当該市町村間で行うようお願いします。

＜要望事項＞

ウ 令和3年度に「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」が新たに創設されたが、一定の基準を満たさない対象施設等を利用する満3歳児以上の子どもの利用料は支援の対象外となっているため、幼児教育・保育の無償化の対象となっていない、いわゆる「幼児教育類似施設」に通う保育の必要性のない子どものうち、満3歳児以上の子どもの利用料が無償化されるよう制度の見直しを国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

幼児教育・保育の無償化について、国は、幼児教育の質が法律により制度的に担保された幼稚園、保育所、認定こども園等に通う子どもを対象とすることを原則としています。

例外的に保育所に入れない児童が多くいることを踏まえ、幼児教育類似施設を含む認可外保育施設を利用する保育が必要な児童に限り、無償化の対象としたものと承知しています。

一方で、国が定める一定の基準を満たした「幼児教育類似施設」に通う子どもについては、国が支援のあり方を検討した結果、令和3年度から地域子ども・子育て支援事業のひとつである多様な事業者の参入促進・能力活用事業に、「幼児教育類似施設」の利用料の一部を給付する内容が追加されました。

県では、この事業に必要な予算を措置していますので、御活用いただきますようお願いします。

＜要望事項＞

(5) 子ども・子育て支援、待機児童対策等のための新たな補助制度の創設

ア 保育緊急対策事業費補助のうち、「低年齢児受入対策緊急支援事業」「地域型保育事業連携対策緊急支援事業」は、今後も現行の補助制度を継続すること。

その際には、民間保育所に対する補助のみでなく、公立保育所への補助、特に、老朽化した施設の整備や耐震化等への財政支援、保育士の人事費に対する支援等対象経費の拡充を図ること。

《対応状況》【政策局・福祉子どもみらい局】

保育緊急対策事業費補助金のうち、「低年齢児受入対策緊急支援事業」については、令和3年度までの時限的な取組として実施しており、令和4年度からは補助対象の見直しを行いつつ、引き続き所要額を措置することとなりました。

また、「地域型保育事業連携対策緊急支援事業」については、同事業を活用している市町村の状況を聴取した上で、同じ経費を補助対象とする国庫事業（国から市町村への直接補助）を活用していただくこととしています。

なお、市町村が保有する施設について、市町村が公共施設等総合管理計画の個別施設計画等

に基づいて、長寿命化、老朽化対策として改修する際には、市町村自治基盤強化総合補助金が活用できる場合もあります。

＜要望事項＞

イ 放課後子ども教室推進事業については、「かながわ子どもみらいプラン」に基づき、県の補助金積算調整基準の見直し等が図られているが、引き続き、町村の声に応え、県の予算を確保するとともに、町村が今後も安定的かつ一層の事業充実のため、必要経費の地方財政措置を講ずるよう、引き続き、国へ働きかけること。

《対応状況》【教育局】

「放課後子ども教室推進事業」については、県の教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」、県の子ども・子育て支援計画である「かながわ子どもみらいプラン」等に位置付け、実施を促進しており、事業の実施主体である市町村の意向を最大限反映できるよう県の補助金積算調整基準の見直しを図り、事業の充実を支援しています。令和4年度当初予算においても、各市町村の御要望に応え、必要な事業費を確保しています。

県教育委員会は、市町村が継続的に事業を実施できるよう、今後も引き続き予算の確保に努めるとともに、国においても必要な経費の地方財政措置を講ずるよう、本県が行う「国の施策・制度・予算に関する提案活動」や「全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会」の「国の政策並びに予算に関する要望」を通じて、引き続き要望していきます。

＜要望事項＞

(6) 児童福祉の充実

県による児童福祉司を増員し、また新たに要保護児童対策地域協議会での支援等を担う支援担当福祉士を中心に、町村の支援充実が図られているが、町村での相談ケースの増加、かつ複雑化するなかで、町村での相談体制は今後、益々重要性を増すものである。

しかし、予算・人員とも少ない町村では、的確に対応することが困難である。

そこで、県は自ら児童相談体制の充実強化を図り、町村の負担軽減を検討する一方、県の対応が困難であれば、今後とも町村の相談体制の整備に係る財政支援を引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県では、平成27年度から、各児童相談所の児童福祉司を増員し、要保護児童対策地域協議会の支援等を担う支援担当児童福祉司を配置しました。この支援担当児童福祉司を中心に市町村への支援の充実に努めています。

また、令和3年度においても引き続き、市町村の要保護児童対策地域協議会等への支援として、市町村における相談窓口の整備や要保護児童対策のためのネットワークの充実、人材養成・確保が図られるよう、適切な財源措置を行うことについて国に要望しています。

＜要望事項＞

(7) 介護保険制度の充実

ア 保険給付費の国庫負担分は、25%のうち5%を調整交付金として配分されることになっているが、市町村間で交付率に格差があり、第1号被保険者に負担を強いることになる。保険者の財政がより安定的に運営されるよう、調整交付金の交付率に格差を設けないように、引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

「介護給付費財政調整交付金」については、全国平均（5%相当）の交付率を下回る場合、不足分が第1号被保険者の保険料に転嫁され、保険料負担の増加につながるという問題がある

ことについて、これを制度上別枠措置するよう国へ要望しています。

＜要望事項＞

イ 介護保険サービス利用料は、依然として、不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、介護保険料と同様、法制度として明確な位置づけをし、必要十分な財源支援措置を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に対する令和2年度までの財政支援について、新型コロナウイルス感染症による減免の影響が続く間は、引き続き実施するとともに、町村の負担が生ずることなく、国が全額支給するよう国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

介護保険料の軽減措置については、消費税率の10%への引き上げに伴い、消費税増収分を財源とする社会保障の充実の中で、市町村民税非課税世帯全体に拡大されています。

また、特別養護老人ホームの居室について、低所得者でもユニット型個室に入所できるよう、社会福祉法人による利用者負担軽減制度について、軽減対象者に一律に適用されるよう見直しを行うことなどを、引き続き国に要望していきます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免への財政支援については、令和3年度は国が全額を財政支援することとなり、令和4年度においても減免額の全額を財政支援するよう国へ要望していきます。

＜要望事項＞

ウ 介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施にあたり、必要な財政措置を講ずるとともに、上限額を超える場合の個別の協議にあたっては、保険者の実情に応じた柔軟な対応を図り、現在の上限設定方法についても、保険者の実情に応じた見直しを行うことを国へ働きかけること。また国の動向について、速やかに町村へ情報提供すること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

国は、令和3年度の対応として、総合事業の個別協議の運用を見直し、ガイドラインで示す個別協議の適用となる「判断事由」を「例示」から「限定列挙」とするなど、上限超過部分の交付金措置の厳格運用化を図ったところです。

この個別協議の運用の見直しにより、地域の実情とのミスマッチが拡大しないよう、上限額の取扱いについては、個別協議において、地域の実情を十分に勘案するよう国に求めていきます。

なお、令和4年度以降の制度については、国の動向を注視していくとともに、情報がありましたら速やかに町村へ提供していきます。

＜要望事項＞

エ 介護療養病床等からの介護医療院への転換にあたっては、保険者における介護保険事業計画に基づく計画的な保険運営の確保と介護保険財政へ支障をきたすと認められる場合等においては、他の施設サービス等と同様、自治体の指定拒否を認める総量規制の対象とし、転換した場合においても、それにより生じる介護保険財政への影響について、必要な財源支援措置を講ずるよう、国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

療養病床からの転換による介護医療院の開設は、令和3年度からの第8期介護保険事業計画においても、引き続き総量規制の対象外とされており、保険者である市町村の介護保険事業計画において整備計画がない場合であっても、原則、開設を許可することとなっています。

医療療養病床からの転換の場合は、診療報酬から介護報酬へ移行することになり、市町村の介護保険財政への影響も懸念されることから、今後、国の動向を注視するとともに、市町村の状況等を勘案し、必要な財源支援措置も含め、要望すべきかどうか検討していきます。

＜要望事項＞

- オ 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護従事者について、人材養成やスキルアップなど、より積極的な人材の確保・活用の支援に取り組むとともに、介護人材を確保・維持していく上で必要な制度改革や財源措置等について国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局・健康医療局】

福祉・介護人材の養成・確保については、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、喫緊の課題と認識しており、引き続き、地域医療介護総合確保基金等を活用して、介護分野での就労未経験者や外国籍県民等の就労支援等を行う「多様な人材の確保」、中堅の介護職員を対象にチームリーダーの育成等を行う「資質の向上」、職場環境に応じたキャリアパスの整備等の運営上のマネジメント支援等を行う「労働環境の改善」の3つを大きな柱として取組を進めています。

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、在宅医療を担う医療従事者を十分確保する必要があることから、県は「地域医療介護総合確保基金」を活用して、県医師会が運用する在宅医療トレーニングセンターへの補助や、県内各地域の課題に対応した医師向けの研修などにより、在宅医療の担い手となる医師等の育成を図るよう努めています。

看護職員の確保対策については、修学資金の貸付け、民間看護師等養成施設への施設整備費や運営費の補助に加え、潜在看護職員に対する再就業支援、看護職員の離職を防止するための研修事業、院内保育所に対する助成等に取り組んでいるところです。今後も「地域医療介護総合確保基金」を活用し、看護職員の確保に向けて取り組んでいます。

介護人材の養成・確保への取組については、独自の取組を行っている市町村もあると認識しており、今後も、各市町村の状況やニーズを伺いながら、地域医療介護総合確保基金を活用した事業の内容について検討していきます。

また、地域包括支援センター職員や生活支援コーディネーターの養成研修を行うとともに、地域包括支援センター職員を始めとし、訪問介護員及び在宅医療関係者も含めて、多職種協働の取組についての研修会を開催しています。

地域包括ケアシステムの深化・推進を図る上で、地域包括支援センターは中核的な役割を果たすことが期待されていますが、地域包括支援センターが行う介護予防支援業務に係る報酬は業務実態を十分反映していないことから、見直すよう国に提案を行っています。

なお、地域包括ケアシステムを深化・推進するためには、全体のマネジメントも含めた体系的な研修が必要であることから、国に対して、国立保健医療科学院において、地方自治体職員を対象とした地域包括ケアシステムの全体マネジメント等、中核となる職員の養成に必要となる体系的な短期研修の実施を要望しています。

＜要望事項＞

(8) ねんりんピックかながわ開催に向けた連携

ねんりんピックかながわの開催にあたっては、円滑な開催が図れるよう、交流大会・交流大会以外の事業の実施を予定しているすべての関係町村と連携し必要な財政支援及び広域的な調整等を積極的に行うこと。

《対応状況》【スポーツ局】

「ねんりんピックかながわ2022」の開催に当たり、主催者である県と3政令市は、ねんりんピックかながわ2022実行委員会を設立し準備を進めています。各交流大会開催市町等においても、競技主管団体や関係団体等で構成される市町実行委員会を設立し、開催に向けて準備いただいているところです。

県・政令市実行委員会では、市町実行委員会と連絡会議や研修会を通じて密接な連携を図っ

ていきます。

また、市町実行委員会の大会準備については、引き続き令和4年度当初予算において所要額を措置しました。

さらに、交流大会以外の事業を実施する予定の市町村等とも連携し、全県的な盛り上げに向けて取り組んでいきます。

<要望事項>

(9) 新型コロナウイルス感染症に係る接種事務従事者確保のための制度の充実

新型コロナウイルス感染症の収束が見えないなか、医療現場ではワクチン接種業務に従事する医療職（以下「医療職」という。）はもちろん、接種現場での受付事務をはじめとする接種事務従事者の確保が課題となっている。

医療職の確保は、潜在看護師等の円滑な復帰を図るため、一時的な収入の増加について、既に令和3年6月4日付の「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について」（以下「取扱い」という。）で対応されたが、受付事務をはじめとする接種事務従事者に対しても「取扱い」と同様の措置を講ずることを国に働きかけること。

《対応状況》【健康医療局】

御要望の点については、令和3年11月22日に内閣府特命担当大臣及び厚生労働大臣あてに要望しており、動向を注視していきます。

<要望事項>

(10) 成年後見制度における中核機関の設置に向けた支援

判断能力が不十分な高齢者等を支援する成年後見制度において、相談窓口となり関係機関との調整役を担う「中核機関」の設置に向けた取組みが促進されるよう、各自治体の取組段階に応じた個別具体的な支援を図るとともに、必要な財政措置を講ずるよう、国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

中核機関の運営費や市町村計画策定費については、成年後見制度利用促進法や基本計画の策定を踏まえ、平成30年度から普通交付税措置がなされました。

これに加え、令和2年度には、中核機関等で適切な後見人候補者を推薦するための受任者調整会議の開催に必要な経費や市民後見人等の支援を専従で行う相談員の配置に必要な経費に対する国庫補助が創設されました。

県としても、令和3年度に「かながわ成年後見推進センター」において、市町村（中核機関等）の要請に基づき、後見人候補者の検討、選任等の事前検討及び受任者調整を行うなどの業務を新たに位置付けるとともに、中核機関等が行う相談支援・チーム支援を含む会議やセミナー等のオンライン化を推進するための補助事業を創設するなど、市町村の体制整備に向けた支援を拡充しています。

今後も市町村において、地域の実情に応じた専門性・柔軟性を踏まえた適正な人員体制の確保が可能となるよう、引き続き、国の予算措置に関する動向を注視しつつ、必要に応じて国に対し要望していきます。

5 産業の振興及び観光施策の推進等

＜要望事項＞

(1) 県内の観光の推進

ア 「かながわ農業活性化指針」の施策の方向の一つである「県民ニーズに応じた農畜産物の生産と利用の促進」のなかで、「農産物のブランド力の強化と6次産業化の推進」が位置づけられている。

各町村にある「農業」・「林業」・「漁業」といった第一次産業の資源を活かし、6次産業化により観光資源となるブランド商品の開発・強化を図るとともに、農林水産物の利用拡大と地産地消を推進し、地域の活性化が図れるよう、町村に対する様々な支援体制を構築すること。

《対応状況》【環境農政局】

6次産業化の推進については、6次産業化サポートセンターを設置し、生産者の実情に応じた相談対応を行うとともに、研修会を実施し、引き続き人材育成や商品開発支援に取り組んでいきます。また、施設整備等が必要な場合には、国の交付金や制度融資などの活用を支援していきます。

農林水産物の利用拡大と地産地消の推進については、マッチング商談会の実施やECサイトの活用促進、企業等と連携した県産農林水産物の販売促進などに引き続き取り組んでいきます。

＜要望事項＞

イ 町村が、観光基盤の充実・強化を図るために、施設整備を行う場合は、整備に見合った財源の確保が図られるよう引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【国際文化観光局】

観光基盤の充実・強化に向けた施設整備については、財源の確保が図られるよう、県から国に対して、国際観光旅客税の地方自治体への財源措置を講じることを提案しています。

また、全国知事会でも、税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分するよう、国に対して提言しています。

県としては、引き続き、全国知事会と連携しながら国へ働きかけをしていきます。

＜要望事項＞

(2) 民泊法に基づく観光振興への対応

民泊法に基づく施設が存する町村での問題発生の有無を確認するとともに、町村と連携し適切な指導等実施すること。

また、違法民泊の疑いの連絡があった場合は、保健福祉事務所の職員が聴き取り調査や現場調査を実施して事実確認を行っているが、当該調査や指導の結果について、当該施設の所在町村との情報共有を図ること。

《対応状況》【健康医療局】

住宅宿泊事業に係る問題発生については、国が設置した「民泊制度コールセンター」が一元的に受け付けており、その内容は民泊制度コールセンターから直接、事業者に連絡され、事業者自ら対応することとなっています。

このため、県では問題発生の都度、その状況を把握していませんが、「住宅宿泊事業の適正な運営に関する指導指針」に基づき、住宅宿泊事業に関する苦情等があった場合には、事業者自らが速やかに対応すること、苦情及び問合せの対応内容を記録し3年間保管することを指導しています。

さらに、住宅宿泊事業監視指導要領に基づき、住宅宿泊事業の適正な運営が確保されているか、保健福祉事務所の職員が立入検査等により確認するとともに、違法民泊又は他の法令が関係する場合には、地域連絡会を開催するなど、市町村、警察署、消防署等の関係機関との連絡を密に行い、必要な指導を行っています。

<要望事項>

(3) ICカードの広域利用による観光振興

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、観光振興と生活関連利用者の利便性の向上を図るため、TOICAエリアとSUICA首都圏エリアをまたがる利用が可能となるよう、引き続き、関係機関等を通じて鉄道事業者や国に対して働きかけを行うこと。

《対応状況》【県土整備局】

JR御殿場線ICカードの利用については、国に対し、更なる対象拡大に向けた検討を行うなど、積極的な支援について要望するとともに、「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」等を通じて、JR東海やJR東日本に働きかけを行っているところです。

<要望事項>

(4) かながわブランドの振興に係る支援の充実

お茶の消費量並びに生産者の高齢化による栽培面積とも減少傾向にあるなかで、かながわブランドに認定されている「足柄茶」の振興を図るため、販路拡大のための支援を国に働きかけること。

《対応状況》【環境農政局】

茶等の地域特産物に対する販路拡大への支援については、生産から販売までを一体的に支援する、国の「茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業」がありますので、まずは活用を御検討いただき、さらなる補助メニューの拡充や要件緩和等について具体的な提案・要望があれば、対応を検討していきます。

<要望事項>

(5) ICTやAIの導入促進及び支援について

ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）といった先進的技術の活用は、事務手続きの簡素化や事業の効率化は勿論、ビッグデータを活用することで住民や観光客などの多様なニーズに対応する手段として期待できることから、県としてかながわグランドラザイン実施計画に基づき、積極的に取り組むとともに、自治体への導入支援を引き続き行うこと。また、自治体や事業者によるICT・AIの活用や環境整備に係る独自の取り組みに対しても助成を行うなど推進すること。

《対応状況》【政策局・総務局】

各自治体がICTなど先進的技術を導入していくことに対しては、県が有するノウハウの提供など、できる限りの技術的な支援を行っていきます。

なお、ICT・AIの活用や環境整備に際して、協定等を結ぶなど他市町村と連携して実施される事業であれば、市町村自治基盤強化総合補助金における広域連携事業の対象となるなど補助が可能な場合があります。

<要望事項>

(6) 小規模災害における補助制度の創設

農業の衰退を防ぎ、将来にわたって安定した農業生産を行う上で基盤となる農地が、近年

の異常気象による豪雨等により被災した場合、国庫補助事業の要件に満たない小規模災害について、県として、新たな補助制度の創設を検討すること。

《対応状況》【環境農政局】

国庫補助事業の要件は1箇所当たりの工事費40万円以上であり、1箇所が40万円未満であっても、150m以内の被災箇所は合計40万円以上で1箇所とみなす場合があるなど、比較的少額から実施可能であることから、国庫補助事業の要件に満たない、農地の小規模災害に対する補助制度の創設については考えていません。

一方、国の「多面的機能支払交付金」を実施中の地区では、地域共同で復旧活動に取り組むことが可能です。

また、市町村が事業主体となって小規模災害の復旧工事を実施する場合には、地方財政措置によって起債が認められる場合もありますので、個別に御相談ください。

〈要望事項〉

(7) 新型コロナウイルス感染症からの回復支援

新型コロナウイルス感染症の影響で、観光地は、外出自粛や人流抑制により、大きな打撃を受け続けており、落ち込んだインバウンド需要の復活を含め、観光地が再び活性化するには中長期的な取組が不可欠であるため、町村の声を聞き、実情に応じて必要な支援を行うよう、国へ働きかけること。

また県は、令和3年度に創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の継続を要請するなど、必要な財源を確保したうえで、独自のよりきめ細かな支援策を講じること。

《対応状況》【政策局・国際文化観光局】

県では、観光振興対策協議会などを通じて町村の意見を聞き、関係団体からのヒアリングなどを通して地域の実情を把握し、全国知事会等の機会をとらえて、コロナ禍において大きな打撃を受けている観光地に対する支援を行うよう、引き続き、国への働きかけを行っていきます。

また、財源については、これまで国に対し、臨時交付金を増額し、財政力にかかわらず、地域の実情に即した必要な額を措置するよう全国知事会等を通じ要望してきたところです。

事業者支援分については、令和3年8月に市町村が独自の支援を行うことができるよう1,000億円の配分がされました。

今後もコロナ禍における事業者支援のため、事業者支援分や地方単独事業分の増額措置について、引き続き機会をとらえて国に求めていきます。

なお、支援策を講じる際には、より効果的な施策となるよう、町村や関係団体の意見を聞きながら、きめ細かく対応します

6 都市基盤等の整備促進

〈要望事項〉

(1) 土地区画整理事業への新たな補助制度の創設

公共団体施行の区画整理事業については、組合施行の事業と同様な補助対象となるよう、適切な財源措置を講ずること。

《対応状況》【県土整備局】

公共団体施行の補助拡充や新たな補助制度を創設するためには、県の補助制度の変更が必要となります。しかし、厳しい財政状況を踏まえると、補助制度を変更して県が上乗せ補助することは、極めて困難ですが、計画的な事業推進を図るために予算確保について国へ要望するなどの支援を引き続きしっかりと行っています。

<要望事項>

(2) 社会資本整備総合交付金の充実

国に対して、次の各項目について働きかけること。

ア 都市基盤整備を推進するうえで有意義な本交付金については、町村の要望額を下回る内示額が示され、一般財源等で充当せざるを得ない状況が続いているため、適切な所要額を確保すること。

《対応状況》【県土整備局】

本交付金については、「令和4年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、地域の特性を踏まえて社会資本整備を計画的かつ確実に進められるよう、所要額の確保等を国に働きかけています。

今後も様々な機会をとらえて、引き続き国に働きかけていきます。

<要望事項>

イ 本交付金は、更新を含めた建設、改築等が確実に実施できるよう、必要な財源を確保するとともに、交付金対象外の事業について、長期安定的に道路整備及び管理を推進することができるよう、本交付金の対象とすることを、引き続き、国へ働きかけること。

《対応状況》【県土整備局】

本交付金については、「令和4年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、地域の特性を踏まえて社会資本整備を計画的かつ確実に進められるよう、所要額の確保等を国に働きかけています。

今後も様々な機会をとらえて、引き続き国に働きかけていきます。

<要望事項>

ウ 橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を引き続き講じること。

《対応状況》【県土整備局】

県では、市町村が実施する橋梁・トンネルの修繕や点検に対し、「神奈川県道路メンテナンス会議」において、国と連携して、橋梁点検などの技術講習会を開催するとともに、気軽に相談できる窓口を設置し、技術的な支援を行っています。

このほか、公益財団法人神奈川県都市整備技術センターと連携し、市町村の点検業務を一括して発注する支援も行っています。

さらに、令和3年度は、橋梁の修繕設計の際に参考となるマニュアルを作成しました。

また、財政面でも、国に対して、交付金等の十分な予算措置を講じるよう、働きかけています。

<要望事項>

(3) 町村部における県道整備枠の確保

町村部での県道は、住民の最も基本となるインフラであるとともに、災害時には緊急交通路や緊急輸送路として指定される路線も多いことから、道路ネットワーク全体のバランスに配慮しつつも、都市部間を結ぶ町村部の道路整備の重要性を認識し、安全・安心で均衡ある道路網の整備を推進するため、国へ予算を確保することを働きかけるとともに、着実に道路整備を実施すること。

《対応状況》【県土整備局】

町村部における県道の整備については、「かながわのみちづくり計画」において、真に整備を推進すべき箇所は、都市部、町村部の分け隔てなく、しっかりと計画に位置付けています。

県としては、道路ネットワーク全体のバランスに配慮しながら、町村部における道路整備についても計画的かつ着実に推進していきます。

＜要望事項＞

(4) 生活交通の確保対策の充実

生活道路の確保・維持については、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助制度」や県の「地域公共交通確保維持費補助制度」を活用しているが、今後とも住民の生活の足を確保するために、次の対策をとること。

ア バス路線は、不採算による路線からの撤退や減便により、町村民の利便性が損なわれているため、県は「補助額の増額及び町村の要望に対応可能な予算額の確保」を国へ働きかけるとともに、人口減少が続く地域のバス路線維持のための県独自の補助制度を創設すること。

《対応状況》【県土整備局】

国の地域公共交通維持改善事業費補助金について、交通不便地域の指定要件や新規運行に限定された補助要件などにより、地域における必要性が高い輸送手段であっても、国の補助をうけているものは、一部にとどまっています。

そこで、県は、高齢者や障がい者などを含む、あらゆる人の移動手段の確保・充実のため、補助要件緩和も含め、地方が行う地域公共交通の活性化や再生に向けた取組に対し、積極的な支援を行うとともに、十分な予算措置を講じるよう国に対し、働きかけを行っています。

また、令和3年6月補正予算により、緊急事態宣言による人流抑制の影響を受けている一般乗合バス事業者に対して、感染症拡大防止対策の強化に係る費用の一部を支援したところです。

今後も公共交通の維持・確保に向け、国に働きかけていくとともに、必要な支援を行っていきます。

＜要望事項＞

イ 県は、路線の「キロ程」要件を緩和するとともに、ターミナル拠点や広域拠点の中心となる鉄軌道駅へ接続するものは、一定の距離要件に関わらず対象とするなど、県の補助要件について、国の補助要件に合わせた制度改正を行い、国と協調して引き続き補助すること。

《対応状況》【県土整備局】

県は、神奈川県生活交通確保対策地域協議会を設置し、乗合バス事業者から、路線退出等の申出が行われた際、生活交通の確保方策について協議を行っています。

この協議の結果、生活交通として維持するとの確保方策が講じられることとなった系統のうち、一定の要件を充たすものについて、その取組を支援するため、神奈川県生活交通確保維持費補助金の交付対象としているところです。

＜要望事項＞

ウ 県の一部の補助制度は、神奈川県都市マスタープランの広域拠点の中心となる鉄軌道駅に接続するものなどが補助要件となっているが、地方創生、高齢化や地球温暖化の観点からも、公共交通は重要であり、補助要件の条件緩和（拡大）をすること。

《対応状況》【県土整備局】

県は、神奈川県生活交通確保対策地域協議会を設置し、乗合バス事業者から、路線退出等の申出が行われた際、生活交通の確保方策について協議を行っています。

この協議の結果、生活交通として維持するとの確保方策が講じられることとなった系統のうち、一定の要件を充たすものについて、神奈川県生活交通確保維持費補助金の交付対象としています。

＜要望事項＞

(5) 河川区域内における環境保全対策の充実

自治会への委託制度等によって、河川環境の保全を図っているものの、自治会の高齢化等から、管理が行き届かない箇所も見受けられるため、河川管理者による草木の除草並びに伐採を充実すること。また、自治会への委託制度等による場合は、必要な財政支援を講ずること。

《対応状況》【県土整備局】

除草や樹木伐採については、治水上や河川環境の保全上の観点のほか、河川利用や防火・防犯の観点からも実施しており、厳しい財政状況ですが、自治会委託制度も活用しながら、適切な制度運用に努めています。

＜要望事項＞

(6) 合併処理浄化槽設置に係る財政措置の継続

河川水質環境の改善を促進させるには、合併処理浄化槽設置を加速させる必要があることから、補助制度拡充のための財政支援措置を講じること。なお、国の循環型社会形成推進交付金については、引き続き、支援されるよう国へ働きかけること。

《対応状況》【環境農政局】

合併処理浄化槽設置に係る財政措置について、県は、県内全域（政令市を除く）を対象に浄化槽の転換に要する経費への補助を行っているほか、県内ダム集水域等においては水源環境保全税を充当して上乗せ補助を行っています。

また、令和2年度からは、国の循環型社会形成推進交付金の制度見直しを踏まえ、新たに宅内配管工事費を補助対象とする制度の拡充を行いました。同交付金の継続や補助対象の拡大等については、本県では全国生活排水対策連絡協議会を通じて要望しています。

引き続き、これらの補助制度の積極的な活用を促進していくとともに、国の動向を注視していきます。

＜要望事項＞

(7) 上下水道事業の整備促進に伴う財政措置

ア 水道施設の改良や老朽化に伴う更新に係る工事費並びに維持管理費の増大は、内部留保資金に乏しい水道企業体では、将来的に水道料金の高騰を招くことになる。

安定した水道事業を運営するうえで、国庫補助事業における採択要件の緩和及び補助率の引き上げを国に要望するとともに、県による維持管理に係る補助制度の創設を検討し、国との共同補助とすること。

《対応状況》【健康医療局】

県は、国の「生活基盤施設耐震化等交付金」の採択基準の緩和など、事業者の現状に即した拡充と必要な財源確保について国に要望しています。

平成30年の水道法改正等を踏まえ、県は「神奈川県水道ビジョン」を令和5年度末に改定することとしています。この検討の中で、「生活基盤施設耐震化等交付金」の制度見直しや新た

な支援制度の創設という視点も含め、水道施設更新に係る財政支援策の充実強化が図られるよう、水道事業者と議論を行います。

＜要望事項＞

- イ 下水道事業については、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実に向け、継続的に国へ要望すること。

《対応状況》【政策局】

下水道事業に係る地方財政措置は、公営企業としての性格、汚水と雨水の流入割合等を総合的に勘案した上で措置されているものですが、地方交付税の算定方法について、改善すべき意見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望をとりまとめていく中で、国に伝えていきます。

＜要望事項＞

- ウ 下水道事業の健全化を図るため、平成24年度まで廃止された公的資金補償金免除による繰上償還制度について、条件を緩和して復活するよう、引き続き、国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局】

公的資金補償金免除繰上償還については、平成19年度から平成24年度まで実施され、平成25年度は、特定被災地方公共団体に限り認められていましたが、平成25年度限りで制度が廃止されたところです。

これまでの間、高利率の地方債の償還は一定程度進んできていますが、県内市町村は厳しい財政状況にあることから、公債費負担の軽減について、引き続き国に対して働きかけていきます。

＜要望事項＞

- エ 財政基盤の脆弱な町村は、今後、なお一層の施設の老朽化対策や更新にあたって、国庫補助は必要不可欠であるものの、国の動向として、未普及対策や浸水対策への予算配分が重点的に行われ、改築や更新に係る国庫補助の継続が危ぶまれるため、国庫補助の継続について、引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【県土整備局】

下水処理場や管きょ等、これまで建設してきた下水道施設の老朽化対策として、計画的に改築することが不可欠であるため、下水道施設の改築に係る国の支援の継続と補助対象の拡充について、引き続き国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

(8) 公共施設の計画的更新の促進について

国の指導により策定した公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置付けられた公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため「公共施設等適正管理推進事業費」について、自治体が対策等を推進するに十分な地方財政計画の計上額を確保するとともに、地方財政措置をさらに拡充することを国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局】

公共施設等総合管理計画に基づく施設の再編等については、公共施設等適正管理推進事業債の地方債制度において優遇措置が設けられています。

また、国庫補助ではありませんが、「市町村自治基盤強化総合補助金」において、公共施設等総合管理計画の個別施設計画等に基づく施設統廃合事業や施設長寿命化・老朽化対策事業を設けています。

県としては、こうした制度の周知に努めるとともに、公共施設等の適正な管理に当たっての効果的な財政支援の拡充について、機会をとらえて国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

(9) 街区公園等規模の小さな公園の大規模改修及び新規整備に係る補助制度の創設

町村においては、小規模な都市公園が多い中で、大規模改修や新規公園を整備する場合、該当する補助制度がないため、補助制度の創設を国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局・県土整備局】

国土交通省の交付金には、小規模都市公園においても活用可能なメニューがありますが、こうした制度を活用する場合は、計画への位置づけなど多くの要件を満たす必要があるため、町から具体な相談をいただいた際は、できるだけ速やかに内容を精査し、必要な助言や国土交通省との調整などの対応を行っていきます。

なお、県の補助金として、市町村自治基盤強化総合補助金が活用できる場合もあります。

7 教育施策の推進

＜要望事項＞

(1) 教育指導体制の強化

ア　学校が抱える複雑多岐にわたる課題の解消とともに、きめ細やかで質の高い教育実現のため、小中学校における教職員定数の弾力的な運用を図るよう、引き続き国へ働きかけること。

また、小規模校に対する教職員の加配とともに、学校教育活動の一層の充実を図るためにも、「補習等のための指導員等派遣事業」をさらに拡充すること。

《対応状況》【教育局】

教職員定数については、いわゆる義務標準法に基づいて算定しています。同法の附則第2項では、政府は学級規模及び教職員の配置の適正化に関して検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとされています。

県教育委員会としても国の動向を注視するとともに、いじめや不登校などの様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するため、地方の弾力的な運用を可能とする定数改善を引き続き国に働きかけていきます。

「補習等のための指導員派遣事業」のうち、スクール・サポート・スタッフについては、その役割は大変重要と考えていることから、令和4年度においても、国の補助事業を活用し、政令市を除く市町村立小・中学校等にスクール・サポート・スタッフを全校配置する措置を講ずることとしました。

県教育委員会としては、引き続き、スクール・サポート・スタッフの全校配置を継続するよう、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて国に要望していきます。また、県教育委員会自らも、スクール・サポート・スタッフの配置規模拡充と全校配置について国に要望しています。

学習指導員について、県教育委員会では、令和2年度において、国の中1次・第2次補正予算に係る国庫補助や地方創生臨時交付金の措置を踏まえて、政令市を除く市町村立小・中学校、特別支援学校の全校に学習指導員を3人ずつ（週20時間）配置し、臨時休業に伴う未指導分の補習、心のケア、分散登校や感染症予防策に対応してきました。

令和3年度においては、国の補助事業の大幅減や臨時休校が実施されない等、状況の変化はありましたが、引き続き、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援を行う必要があることから、政令市を除く市町村立小・中学校、特別支援学校の全校に学習指導員を1人ずつ

(週3時間)配置しているところです。

令和4年度については、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用できなくなったことから、学習指導員を配置する予算は措置していません。県教育委員会としては、学習指導員等の配置に係る財政措置の更なる充実を図るよう、今後も引き続き全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に対して要望を実施していきます。

<要望事項>

- イ 教育相談機能の充実強化を図るために、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣日数拡大と増員が図れるよう、国へ補助率の引上げ等を引き続き働きかけること。

《対応状況》【教育局】

スクールカウンセラーについては、政令市を除く全公立中学校に配置し、中学校区内の小学校に派遣できる体制を構築しましたが、国庫補助率が平成20年度に2分の1から3分の1に削減されたことや、県の厳しい財政の状況から、現行制度の中で小学校全校へ単独配置することは困難な状況にあります。

問題行動等の背景にある社会的な課題や家庭の問題など、学校だけでは解決できない内容に対応するため、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを平成21年度から配置しており、令和4年度は、配置人数を2人増加し、50人を配置する措置を講じており、学校と関係機関との連携による対応に努めています。

県教育委員会としては、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの国庫補助率の引き上げ等について、県の個別提案や全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しており、今後も継続して要望していきます。

<要望事項>

- ウ 児童・生徒の読書環境を整備し、読書活動の拡充を図るために、令和3年度が最終年度となる学校図書館整備計画を引き続き策定し、町村の小中学校で等しく司書の配置がされるよう必要な財政措置を行うとともに、司書教諭の標準定数を義務標準法に規定するよう国へ働きかけること。

《対応状況》【教育局】

司書教諭については、平成9年に学校図書館法が改正され、平成15年度から12学級以上の学校に配置することになりました。

しかしながら、専任の司書教諭については、いわゆる義務標準法に規定されておらず、新たに県単独の事業が必要となることから、本県の厳しい財政状況の下では困難です。

学校図書館教育の充実のため、司書教諭及び学校司書を配置できるよう定数措置を講じることについては、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて、毎年、国に働きかけています。

<要望事項>

(2) 少人数学級編制の実現

- 義務標準法の改正により、令和7年度を目指して、小学校における全学年の35人学級編成が実現される見込みだが、引き続き、中学校まで確実に35人学級編制とするため、早期に同法の改正を行うよう国に働きかけること。

《対応状況》【教育局】

中学校の35人以下学級の早期拡充について、県教育委員会として、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて国に要望しています。

＜要望事項＞

(3) 子育てのための施設等利用給付交付金の充実

幼児教育・無償化に伴い、制度化された子育てのための施設等利用給付交付金については、事業の遂行に必要な所要の国費を確保し、町村の超過負担が生じないよう、引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

幼児教育無償化に係る費用については、県・市町村に新たな財政負担を生じさせることなく、国において必要な財源措置を取るよう要望しています。

＜要望事項＞

(4) キャリア教育の推進に伴う補助制度の確立等

町村がキャリア教育を推進するにあたり、研修等は引き続き行うとともに、町村が取り組む上で十分な支援を行うこと。

《対応状況》【教育局】

県内のキャリア教育推進のため、独立行政法人教職員支援機構主催のキャリア教育指導者養成研修に、令和3年度は県域の小学校の教職員を派遣しました。

また、毎年政令市を含めた4市4教育事務所のキャリア教育担当指導主事によるキャリア教育担当者会議を開催し、各地区での取組や国の動向、今後の課題等について協議しています。

さらに、県域の指導主事や教員を対象としたキャリア教育研修講座を行い、小・中学校におけるキャリア教育の指導力向上を図っています。

加えて、新学習指導要領におけるキャリア教育の理念を周知するため、令和2年度から的小・中学校を通した活用を想定した教材「かながわ版 キャリア・パスポート」及び教員向け指導資料を作成し、市町村教育委員会及び各学校に周知するとともに、令和3年3月にリーフレットを作成し、各教員に配付しました。

県教育委員会としては、これまでの取組を引き続き実施するとともに、国の動向や先進的な実践校を広く周知するなど、市町村のキャリア教育の支援ができるよう努めています。

＜要望事項＞

(5) 「学校施設環境改善交付金」の交付条件の緩和

障がいのある児童生徒の対応に必要な施設整備にあたって有効な「学校施設環境改善交付金」は、制度の運用面において、申請にあたっての日程的な問題や執行上の制約があること、また、「支援教育補助員」等の人的配置にかかる人件費などは自治体の単独負担となり、結果的に町村の財政を圧迫している実態から、人的配置に対する財政的補助の実施と施設整備に対する国「学校施設環境改善交付金」の条件緩和を引き続き国に働きかけること。

《対応状況》【教育局】

「学校施設環境改善交付金」については、国による公立学校施設整備費に係る財源確保がなされ、各設置者の施設整備計画に対し、すべての事業が当初予算にて採択されること及び交付条件の緩和がされるよう、県教育委員会として国に個別に要望するとともに、全国公立学校施設整備期成会や全国施設主管課長協議会などを通じて要望を行っています。

今後も、設置者の計画するすべての計画の年度当初での採択や、交付条件の緩和等について国へ積極的に働きかけていきます。

また、各市町村が独自に配置している「支援教育補助員」等の配置は、障がいのある児童・生徒の学びの充実に向けて重要であると認識していますが、平成19年度から「特別支援教育支援員」が地方財政措置されている中で、県によるさらなる財政支援は困難であることから、現在の国の「特別支援教育支援員」を含めた制度の拡充について、機をとらえ、国に対し働きかけていきます。

＜要望事項＞

(6) 学校教育の振興

新学習指導要領の実施に伴い、道徳の教科化をはじめ小学校ではプログラミング教育や外国語教育といった更なる対応が求められていることをふまえ、教員定数及び加配定数配置の充実、外国語指導助手（ALT）の配置や指導環境の構築、指導教材の充実のための経費に係る財政的措置を講ずるよう、引き続き、国に働きかけること。

また、小学校教員への中学校英語教員免許を取得させる取り組みについて引き続き推進を図ること。

《対応状況》【教育局】

小学校外国語教育における指導体制の充実に向けて、国の専科教員加配を活用し、令和元年度から県域で英語専科教員を配置しており、令和4年度も引き続き、県域に68名の英語専科教員を配置する措置を講ずることとしました。

国に対しては、小学校における英語専科教員の加配措置の充実等について、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて要望しており、国の動向をとらえながら引き続き要望していきます。また、県教育委員会自らも、英語専科担当教員の基礎定数化を行うよう、国に対して要望をしています。

小・中学校の外国語活動や外国語科教育におけるALT等の活用の有用性については認識していますが、本県の財政上、県独自で支援制度を導入することは困難です。小・中学校における外国語指導助手の雇用への財政支援の充実については、全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会を通じて国に要望しており、引き続き働きかけていきます。

なお、本県から各市町村に周知していますが、ALTの任用について、文部科学省、総務省及び外務省のJETプログラムは地方交付税措置があるため、その活用について御検討ください。

また、神奈川大学と連携し、免許法認定講習として、各地区から選出された小学校教員が中学校英語二種免許状を取得し、各地区において多くの小学校教員の専門性向上に資する中核的な役割を果たせるよう、令和4年度も引き続き取り組んでいきます。

＜要望事項＞

(7) ICT・プログラミング教育の推進

プログラミング教育を実施するため、ICT機器を活用した授業等を行っていくうえで、ICT支援員の役割は重要であり、学校からの要望も常に大きなものとなっていることから、ICT支援員雇用にかかる費用の財政措置が、令和4年度以降も引き続き措置されるよう国へ働きかけること。

《対応状況》【教育局】

ICT支援員については、4校に1人の割合で配置できる経費として、国により地方財政措置をされていますが、GIGAスクール構想による1人1台端末環境を踏まえると、配置の規模や人材の確保が課題であると認識しています。

県教育委員会としては、希望する学校すべてにICT支援員を配置できるよう、財政措置の更なる充実や人材確保のための支援を行うよう全国都道府県教育委員会連合会等を通じて、引き続き国に対して要望を実施していきます。

＜要望事項＞

(8) 学校行事に伴う看護師等の配置

修学旅行や宿泊学習などの宿泊を伴う学校行事へ養護教諭が参加することにより、自校の保健活動が手薄となるため、養護教諭の働き方改革と合わせて、養護教諭が不在の際に、看護師などを配置することができる財政的・人的支援を、保護者や町村に負担のない制度として構築をするとともに、国にも働きかけをすること。

《対応状況》【教育局】

看護師等の配置については、県単独の事業となるため、現在の厳しい財政状況の下では困難です。

なお、養護教諭の定数改善については、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて、毎年、国に働きかけています。

＜要望事項＞

(9) G I G Aスクール構想をはじめとしたICT環境整備への財政支援の充実

児童・生徒への1人1台の端末整備については、端末の再整備や整備後の校外や家庭での活用に伴うランニングコストを含めた財政措置を、引き続き国に働きかけること。

《対応状況》【教育局】

県教育委員会としては、G I G Aスクール構想の実現に係る一人一台端末等整備の継続的実施に向け、端末整備完了後における機器の保守管理及び端末更新時の費用について、国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政措置を講ずるよう、国に対し、全国都道府県教育委員会連合会等を通じ要望しており、引き続き要望していきます。

また、自宅等でのオンライン学習の普及に向けた通信費についても、同様の措置を講ずるよう、国に対し要望しており、引き続き要望していきます。

II 地域要望

1 三浦半島地域要望

＜要望事項＞

(1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて（葉山町）

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有している。

当該地区は、現在、県が中心となり推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において、「国営公園連携地区」と位置付けられている。

平成16年2月、期成同盟会代表幹事である県土整備部長は、「二子山地区」については、「近郊緑地特別保全地区」に指定し保全することが適切であるとの考えを示すとともに、国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のために、所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組みを進める旨の見解を書面により示している。

葉山町においてもこれらの見解に即し、緑の基本計画においては平成18年の改定以降継続して、重点施策に「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区の指定について明確に位置付けたところである。

県の「かながわグランドデザイン基本構想」においても、三浦半島地域圏における政策展開の方向として国営公園誘致などの大規模な緑地の保全を行うこととしていることと併せ、速やかに具体的な指定に向けた検討を推進していただき早期実現を要望する。

《対応状況》【環境農政局・県土整備局】

三浦半島国営公園については、三浦半島の水と緑のネットワークの中核となる国営公園の早期設置を目指し、県、地元市町、経済団体等で構成する三浦半島国営公園設置促進期成同盟会を軸とした誘致活動を進めているところです。今後とも、三浦半島国営公園の誘致活動等を通じ、これらの貴重なまとまりのあるみどりを保全・活用するための取組に努めています。

また、「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げ指定については、地権者の意向も踏まえながら、地元市町からの具体的な提案に応じて、必要な調整と支援を行っていきます。

＜要望事項＞

(2) 県道逗子葉山横須賀線（三浦半島中央道）の逗子側までの延伸と、快適に利用できる道路整備について（葉山町）

平成28年9月1日、葉山町商工会が南郷地区に「SHOPPING PLAZA HAYAMA STATION」を開業したことに伴い、町内外から多くの人が訪れている。それにより、県道鎌倉葉山線（旧逗葉新道）の渋滞に加え、南郷交差点付近のイトーピアや葉桜住宅を逗子方面へ抜ける車両が一段と増加している。このことから三浦半島中央道路北側の逗子区間については、交通量・地質調査等の結果を踏まえ、地域住民の理解を得ながら早期延伸を実現すること。

また、三浦半島の4市1町の首長で構成する「三浦半島サミット」による「自転車半島宣言」に基づき、自転車を利用した様々な観光振興に関する取り組みが展開されている。

こうした取り組みを推進するため、県がすでに行っているパトロールによる良好な道路の維持管理に加え、道幅の確保等により、自転車が既設の国県道を安全かつ快適に利用できるような支援を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

県では、「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。

三浦半島中央道路の北側区間は、以前、地元の強い反対があったことから、令和2年度より地元の意向確認や、オープンハウス方式の相談会を開催しましたが、地盤沈下や、生活環境の変化などを懸念する声が寄せられています。

引き続き、必要な調査を行いながら、地元との対話を継続し、事業に対する御理解が得られるよう、地元市町の御協力を得ながら、取り組みます。

なお、自転車が安全かつ快適に通行できるよう、日常のパトロールによる適切な維持管理を行うとともに、必要に応じて側溝の床版化やグレーチング蓋の交換などに取り組んでいきます。

＜要望事項＞

(3) 海岸保全施設整備の推進について（葉山町）

葉山海岸（一色下山地区）の内、特に芝崎地区では、荒天時に護岸を越波する被害が多発している。特に平成21年10月の台風18号は、背後の住宅地に大きな被害をもたらした。

これらの状況を踏まえ、神奈川県においては、平成22年度から平成24年度にかけて施設計画検討を実施し、越波対策の必要性が確認されたため、この地区を海岸保全区域に指定した。現在、既設護岸の補強及び消波ブロックの設置工事に着手している。

今後も住宅地の越波被害対策のため、引き続き、海岸保全施設整備にあたり、葉山町と連携を図りつつ推進するよう要望する。

《対応状況》【環境農政局・県土整備局】

葉山海岸（一色下山口地区）芝崎地区では、荒天時に護岸を越波する状況が頻発していることから背後地等を防護する海岸保全対策が必要となつたため、平成24年2月に「葉山海岸（一色地区）海岸保全施設計画検討会」を設置し、3回の検討会を開催し、平成25年2月に海岸保全対策計画を取りまとめました。

その後、平成25年9月に海岸保全区域の指定告示を行い、平成25年度から、国の交付金を活用し、既設護岸の補強工事及び消波ブロックの設置工事に着手しています。

また、平成29年2月に、隣接する真名瀬漁港区域の縮小に伴い、海岸保全区域を町管理から県管理に移管し、平成29年度から、事業区間を延伸して、既設護岸の補強工事及び消波ブロックの設置工事を継続して実施しているところです。

さらに、平成30年度からは、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」、また令和3年度からは「5か年加速化対策」に位置付け、取り組んでいます。

今後も引き続き、町と連携を図りながら、整備を進めています。

併せて、真名瀬漁港に関する具体的な助言要請があった場合には、丁寧に対応していきます。

2 湘南地域要望

＜要望事項＞

(1) 東海道新幹線新駅誘致及びツインシティ倉見地区まちづくりの整備促進について（寒川町）

新幹線新駅設置とこれに伴うツインシティ倉見地区のまちづくりは、本町北部の核となるばかりでなく、県央・湘南都市圏の南のゲートとして県土の均衡ある発展のために必要不可欠な事業であり、新駅の受け皿にふさわしいまちづくりに向けた地元合意形成の取り組みを鋭意進めるとともに、期成同盟会の一員として新駅誘致の要望活動等を行っている。

しかしながら、この事業による経済効果は町域にとどまらず県央湘南の広域圏域に及ぶ大事業であり、加えて、今後は同盟会において新駅設置費用の負担割合の協議も控えており、その財源確保は大きな課題となっている。これは新駅誘致地区が本町倉見地区に決定した時からの県と町が共有する懸案であると認識している。

また、国、県等による通常の補助金等だけでは、「リニア中央新幹線の品川～大阪間開業を見据えた新駅実現」は困難な見通しであり、県担当課との協議調整を重ねているが、このままでは抜本的な事業の見直しをせざるを得ない状況にある。

よって、新駅設置及び当まちづくりの実現に向けては、既定の補助制度のみならず、県央湘南都市圏の南のゲートを位置づける広域的な立場から、さらなる財政的支援や事業の組み立て方など現実的な事業スキームにおいて、引き続きご尽力、ご指導いただくとともに、新駅を要望する地元自治体であるものの同盟会の中では極めて小さな財政規模であることをご理解いただき、負担割合算定にご配慮くださるよう、併せて要望する。

《対応状況》【県土整備局】

新幹線新駅誘致については、県及び地元町を含む10市町等で構成される「神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会」において取り組んでいます。

新幹線新駅の実現に向けて、まずは、新駅の受け皿となるツインシティのまちづくりに、しっかりと取り組むことが必要と考えており、平塚市大神地区では、現在、土地区画整理事業が進められているところです。

一方、寒川町倉見地区のまちづくりについては、対象とするエリア、公共施設の配置、土地利用のゾーニングやスケジュール等について、地元の関係者と調整を進めながら、事業計画の具体化を図っていく必要があります。

この事業計画の検討を深めていく中で、地元の町と、広域的な行政を担う県との役割分担について、あるいは、同盟会を構成する市町などとの役割分担について調整を進め、財政的な負担等についても整理していく形になると考えています。

県としては、町と連携して、具体的な事業計画の検討を進めるために、地元調整等にしっかりと取り組んでいきます。

＜要望事項＞

(2) 神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所の福祉事務所機能について（寒川町）

町内の生活保護受給世帯は500世帯を超え、町区域として多くの受給者が、相談や申請などで福祉事務所を訪れている。茅ヶ崎支所の本所統合は、町民に多大な影響を及ぼすことが想定され、福祉の低下を招くことになる。また、今後、地域共生社会の実現を目指すにあたっては福祉事務所と町福祉部門、町社協との連携が不可欠であることから、更なる連携を深めるために町内への事務所設置を強く要望する。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

寒川町域に係る福祉事務所業務は、茅ヶ崎市保健所内に設置した平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所で県が実施しているところですが、福祉事務所サービスがどのように町民に提供されるこ

とが望ましいのか、また、町民の利便性の低下を招くものとならないよう関係市町の御意見を伺いながら、慎重に検討していきます。

＜要望事項＞

(3) 旧相模海軍工廠跡地内における危険物への適切な対応について（寒川町）

旧相模海軍工廠跡地内には、事業所や住宅が多数立地しており、環境省で土地改変時の環境調査は実施しているが、戦前の国機関である旧日本軍の危険物については、国が責任を持って対応すべきと考えるので、次のことについて国へ働きかけるよう要望する。

ア　掘削を伴う土地改変に係わる安全確保の費用は、引き続き国が負担すること。

イ　毒ガス弾等の発見に伴う工期遅延等に係わる損害等の補償も国が行うこと。

ウ　毒ガス弾等による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を国の責任において確立すること。

《対応状況》【暮らし安全防災局】

県では、戦前の国機関である旧日本軍の危険物については、国が責任をもって対応すべきであると考えており、事故発生時における関係省庁の連携した対応や安全対策の推進等について国へ提案しています。

また、旧日本軍の危険物発見に伴い発生した損害に対する補償や旧日本軍の危険物による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度の確立についても国へ要望しています。

＜要望事項＞

(4) 西湘バイパス下り線ランプの設置及び無料化社会実験について（中郡）

西湘バイパスは二宮インターチェンジ及び橋インターチェンジに下り線ランプがないことと、西湘バイパスの料金が値上げされたことにより、大磯西インターから二宮にかけての国道1号は慢性的な交通渋滞を引き起こしている。

つきましては、国道1号の渋滞を緩和し、円滑な交通を確保するため、二宮インター下り線ランプを設置するとともに、通勤時間における西湘バイパスの無料化社会実験の実施や、通行料の減免等を実施することを要望する。

《対応状況》【県土整備局】

西湘バイパス二宮インターチェンジの下り線ランプの設置などについては、御要望の趣旨を国等に伝えていきます。

高速道路料金の低減や無料化の実現に当たっては、整備のため借り入れた資金の確実な返済や維持修繕・更新のための財源確保等の大きな課題が考えられます。

高速道路の料金については、国において、料金制度のあり方などについて、検討が行われていることから、国の動向を注視していきます。

＜要望事項＞

(5) 高波（津波）対策に伴う西湘バイパス地下道開閉式防潮扉の設置について（中郡）

大磯、二宮の西湘海岸は、西湘バイパスが並行し擁壁となっていることから、高波浪時に護岸の機能を果たしているが、擁壁部分には海岸に降りる地下道が数箇所あり、高波浪時には浸水する状況となっている。

沿岸住民や海岸利用者等の人命の安全確保を第一に考え、近年、大型化する台風の高波、高潮をはじめ、地震による津波対策を視野に入れた対策に取り組む必要がある。

つきましては、国土交通省及び中日本高速道路株式会社に対し、防潮扉の設置について働きかけるとともに、海岸管理者である神奈川県が波浪等からの背後地を保全する手段についての検討を要望する。

なお、国直轄事業に採択された海岸の浸食対策については、今後の事業計画の策定にあたり、地元経済の活性化を図るとともに、沿岸住民、海岸利用者の安全確保等について、国へ

の働きかけを要望する。

《対応状況》【県土整備局】

西湘バイパスの擁壁は、道路管理者が管理する施設であり、防潮扉の設置については、地下道の管理者である町と道路管理者が協議の上、設置するものと考えており、県としては、技術的な助言や国への働きかけなど、町を支援していきます。

なお、国直轄事業における西湘海岸の保全対策については、平成26年度から海底地形の測量調査や施設の設計を行い、令和3年度からは突堤の本体工事に着手しています。

今後も事業推進に協力するとともに、砂浜の早期回復が図られるよう、国に働きかけていきます。

<要望事項>

(6) 自然環境と調和し、人々の憩いの場となる葛川の整備等について（中郡・中井町）

大磯町・二宮町・中井町の3町を流れる葛川は、流域河川が狭小あるいは未整備である箇所があるため、浸水被害が発生している。

神奈川県において新たに葛川水系河川整備計画が策定されたが、二宮町では、町の中心市街地であり、国の法務局や町の文化拠点である生涯学習センターが建っている区域が、県のハザードマップ上で大雨時の浸水エリアとなっていることで、町民などから危険性を危惧する声が高まっており、安全性確保のため、護岸整備や浚渫など、必要な整備に早急に取りかかること。

さらに大磯町においては、強風や波浪に伴う河口閉塞や降雨による溢水を防ぐため、河口部の流路確保のための護岸や導流堤などの対策を講じること。

また、整備に当たっては、葛川が町民にとって身近な存在で親水性のある人々の憩いの場となり、また、3町の交流がより盛んになる契機となるよう、護岸整備に併せ、今後も地域の意向を踏まえた魚道の設置や遊歩道の整備をすることを要望する。

《対応状況》【県土整備局】

葛川については、県の「都市河川重点整備計画（新セイフティーリバー）」に位置付け、下流側から順次整備を進め、川尻橋から塩海橋までの区間が完成しています。

未整備区間の整備については、平成31年3月に葛川水系整備計画を策定し、早期の整備に向け、これまでに測量等の調査が完了し、線形・護岸構造の設計等を進めているところです。

河川整備に当たっては、未整備区間の下流から進めることが原則ですが、下流にはJR東海道本線の橋梁があり、橋梁の架け替えには多大な時間と事業費を要することから、早期の浸水被害の軽減に向け、整備手順の検討などを進めています。

また、現状の施設の能力を十分発揮できるよう、町の意見を聞きながら、パトロール等により土砂の堆積等の状況を把握し、速やかに対策を講じていきます。

葛川の河口閉塞については、出水がない状態で波浪が続くと閉塞するため、監視カメラにより状況を把握し、堆積が見られる場合には、掘削工事を実施しています。

河口部の流路確保のための対策としては、導流堤などの構造物を設置する方法もありますが、現在、測量などの調査を実施しており、引き続き、河口部の土砂堆積や砂浜の状況に関するデータを蓄積し、まずは、どのような対策が可能か検討していきます。

さらに、整備に当たっては、落差が生じる箇所への魚道の整備や、川沿いに遊歩道等の親水施設を設けるなどの具体的な計画について、今後、町の意向も伺いながら、どのような箇所に整備ができるか調整していきます。

<要望事項>

(7) 砂防指定地の保全について（二宮町）

二宮町内の県砂防指定地には葛川の準用河川区間と打越川が指定されているが、近年のゲリラ豪雨等により打越川の未整備区間で渓岸浸食が顕著な箇所が見受けられる。

砂防指定地の抜本的な保全対策のためにも、砂防施設の整備及び渓岸浸食の調査等の実施

を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

打越川の砂防指定区間については、未整備区間である若宮橋から上流は事業の優先度が低く、早期の整備は困難です。

県では、若宮橋から上流の区間については、渓岸侵食に伴う下流河道への土砂流出により、治水機能が低下しないよう、必要に応じ、布団かごによる侵食防止措置を講じるなどの維持管理を実施しています。

今後も、適正な維持管理を行っていきますが、著しく渓岸侵食が進行する等の兆候があれば、水路管理者である町の御協力をいただきながら、必要な対応を検討していきます。

＜要望事項＞

(8) 県道63号線相模原大磯線月京地区の歩道整備事業の促進について（大磯町）

県道63号（相模原大磯）は、小中学校の通学路となっていることや、幼稚園、保育園への送迎の方など、多くの町民が通行する道路であるが、県道がカーブしており見通しが悪いうえに、歩道が未整備のため、信号機の無い横断歩道を渡らざるを得ないなど、安全・安心な通行環境が整っていない状況にある。

県にも整備に向け協力いただいているところだが、必要な予算措置や、その後の整備事業へと更なる事業促進に取組むよう要望する。

《対応状況》【県土整備局】

御要望の区間については、事業が中断していましたが、町の御尽力により地権者から事業協力の理解が得られ、令和3年度より、測量調査や歩道の設計を進めています。

今後も予算を確保し、町の御協力をいただきながら、用地取得などを進め、早期供用に向けて取り組んでいきます。

3 足柄上地域要望

＜要望事項＞

(1) 東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺地域の整備促進について（中井町）

秦野中井インターチェンジ周辺地域は、平成30年11月にほ場整備を目的とした土地改良区設立準備委員会、翌12月には新市街地整備を目的とした土地区画整理準備組合がそれぞれ設立され、町の新たな産業拠点の整備が着実に進捗している。

また、「かながわのみちづくり計画（平成28年3月改定）」において「将来に向けて検討が必要な道路」として当該地域を通過する道路が位置付けられている。

当該地域の整備については、産業拠点と道路の整備による相互作用により、雇用や新たな人の流れが創出されることから、誰もが安心して暮らすことができる魅力あるまちづくりに大きく影響するものである。

については、当該地域の各整備の事業化に向け、引き続き技術的な支援と協力を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

御要望のルートは、秦野中井インターチェンジ周辺のまちづくりや、農地計画との連携など、様々な課題があることから、引き続き地元市町で、課題の整理など計画の熟度を高めていただければ、県としても市町の取組に協力していきます。

＜要望事項＞

(2) 厚木秦野道路（国道246号バイパス）の早期事業化及び整備促進（中井町・大井町・松田町）

厚木秦野道路（国道246号バイパス）は県の中央部を東西に走り、東名高速道路、新東名

高速道路や圏央道と一体となって、首都圏と関西・中京圏を結び経済・社会活動を支える重要な地域高規格道路であり、当該路線の早期開通は国道246号線の慢性的な交通渋滞により損なわれている物流、観光、救急搬送時間等の交通問題の改善を図ると共に広域的交通の役割を担い、周辺地域の経済活動に大きく効果をもたらすものである。

令和元年度より、市町で構成する協議会の要望活動に同行していただくなど積極的に取り組んでいただいており、令和2年度からは大井町・松田町・清川村が加わり、未事業化区間の早期事業化及び整備促進に向けて取り組んでいる。

このようなことから、計画区間すべてを早期に事業化し整備促進が図れるよう、市町村との勉強会や国等の関係機関への働きかけの継続を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

厚木秦野道路の事業化区間の早期整備及び未事業化区間の早期事業化については、県内関係市町村や経済団体と連携して、国に要望してきたところで、最近では、より効果的な訴えとするため、早期整備につながる有料道路事業の導入検討や、地域のまちづくりの観点を新たに盛り込んだ要望とすることなどを沿線市町とともに検討し、国への要望に反映してきました。

引き続き、沿線市町とともに、整備手法や要望手法の検討を深度化し、様々な機会をとらえて、国に全線整備を強く働きかけるなど、積極的に取り組んでいきます。

＜要望事項＞

(3) 都市計画道路金子開成和田河原線の建設について（大井町・開成町）

都市計画道路和田河原開成大井線は、主要地方道小田原山北線と国道255号を結ぶ、足柄地域の新たな東西連絡道であり、地域全体の将来のまちづくりにおいて重要な役割を担う路線として、早期開通が期待されている。

平成26年3月には「足柄紫水大橋（酒匂川2号橋）」の供用が開始されたことから、地域間の交通利便性の向上が図られたところである。

また、平成29年度には県道711号（小田原松田）から国道255号までの区間において県が都市計画法に基づく事業認可を取得し、用地取得や関係機関との協議等、整備に向けた取組みが着実に進められている。

当該路線の建設は、周辺地域の交通渋滞の解消、都市防災機能の強化、更には足柄地域の経済の活性化等、その効果は多大なものが期待されることから、金子開成和田河原線の未整備区間（県道711号から国道255号までの区間）について、早期建設を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

都市計画道路金子開成和田河原線のうち、県道711号（小田原松田）から国道255号までの区間では、JR御殿場線との立体交差部が大規模工事となり、期間を要することから、当該箇所を早期に着手することが肝要と考えています。

そこで、県は、用地取得を精力的に進めるとともに、JR御殿場線西側の町道を進入路として、早ければ令和4年度から、工事に着手できるよう、鉄道事業者と工事工程の調整を行っています。

＜要望事項＞

(4) 災害時の孤立化を防ぐための寄地区への連絡道路の整備について（松田町）

当町の寄地区への主要幹線は、国道246号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道710号（神縄神山線）の1路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路としての県営林道土佐原線及び秦野市道であるが、災害時にこれらの道路や道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想される。

県道710号では、拡幅及び法面保護等の改良工事が進められており、安全面についてご配慮いただいているが、立山橋付近は、幅員が狭い上、カーブもきつく、大型車の通行に支障を来している箇所が存在する。

県では現在、当該箇所の土地の権利者等の調査段階であるが、町では地元住民の協力を取

り付けており、交通安全の観点から、防災工事に合わせた局部的な改良の実施を要望する。

また土佐原線は、「県営林道土佐原線の管理に関する覚書」により管理に関する締結（平成14年度）を行ったが、現状の林道は、狭隘（最小幅員3.6m）且つ急なカーブが続き、見通しが悪く、退避所の箇所数も少ない路線である。

したがって、全国で頻発する災害を目の当たりにした地元住民の危機意識の声を考慮していただき、平成30年12月21日に改めて、「県営林道土佐原線の管理替えに関する覚書」を締結したところである。

については、有事に備え、秦野市への連絡道路である本林道を緊急車両が支障なく通行できるよう覚書のとおり危険箇所の整備を要望するとともに、速やかに移管されるよう測量・登記事務の推進を要望する。

《対応状況》【環境農政局・県土整備局】

県道710号（神縄神山）の拡幅要望について、県では、「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。

当該区間については、本計画に位置付けておらず、抜本的な拡幅改良整備を進めることは困難です。

また、土佐原林道の危険箇所の整備については、覚書締結後、林道で対応可能な範囲で順次整備を行う計画としており、現在、覚書に基づき、町と調整しています。

測量・登記事務についても、管理替えに向けて、町と協議・調整しながら進めているところで、引き続き、速やかな移管に向けて、取組を推進していきます。

〈要望事項〉

(5) ヤマビル及び有害鳥獣対策事業の充実強化（大井町・山北町・松田町）

ア シカやイノシシが媒介するヤマビルは、地域住民の生活圏で繁殖している。特に、登山道やハイキングコースで繁殖し、観光客に被害を及ぼし、観光振興を図る意味からも深刻な状況である。

また農地への被害を及ぼす事例から、農業従事者の耕作意欲を低下させる要因にもなっている。

現在、対策として、町が県のヤマビル被害対策事業補助金を受け、忌避剤を購入し、設置することで観光客等に利用を促したり、駆除剤を購入し散布したりしているが、もはやヤマビルは広範囲に分布しており、駆除すれば対策になるという現状ではない。

ヤマビルの生息範囲は、今後も広がる可能性があり、住民や観光客への被害の増加が予想され、町としては自治会や関係住民と協力し、忌避剤や駆除剤を購入し、被害防止に努めていくなかで次のことを要望する。

（ア）ヤマビル被害対策事業費補助金は、同一実施地域での補助事業が3年を限度としているが、観光・農業の活性化及び安全性の確保を継続するため補助时限を撤廃すること。また、過去2か年においては、最終的に補助率を下回る交付額となり、やむを得ず一般財源で不足分を補てんした経緯があるため、既定の補助率どおり交付できるよう予算を確保すること。（山北町）

《対応状況》【環境農政局】

ヤマビル被害対策事業費補助金については、地域での自主的かつ継続的な取組を促進するため、同一地域での補助事業は3年を限度としていましたが、ヤマビルの生息域の拡大状況を踏まえ、令和4年度以降はこれを撤廃することとし、地域での取組をより一層推進していただけるようにします。なお、同補助金については、令和4年度は若干ですが増額の予算を措置しました。

〈要望事項〉

（イ）丹沢山系に位置する市町村等のヤマビル被害に苦慮している関連機関での対策部会の設置を県が主導で立ち上げ、現在、分布域の情報共有に留まっている連携について、各

市町村等の被害や対策の状況等も含めた幅広い情報共有を行えるようにすること。（大井町・松田町）

《対応状況》【環境農政局】

ヤマビル対策における情報共有については、平成14年度から平成23年度まで、自然環境保全課が事務局となり開催していた「神奈川県ヤマビル対策連絡会議」の再開なども含め、改めて今後にとって有効な体制づくりを各市町村からの御意見も伺いながら具体化していきます。

＜要望事項＞

(ア) 近年、市街地にシカ等大型獣の出没が散見される中、対応としては麻酔銃により捕獲し、山中で放獣することが基本と思われる。

しかしながら、県西地域においては麻酔銃の手配等で長時間を要し、地域住民の安心・安全を脅かす状況が見受けられる。

については、迅速で効果的に危険が除去され、かつ実現可能な手法の確立を要望する。

また、有害獣ではないが、危険性のより高い人里近くでのクマ出没も対応策は同様のため、併せて手法の確立を要望する。（大井町・松田町）

《対応状況》【環境農政局】

鳥獣の市街地出没については、住民に一番身近な自治体である市町村が対応を行うに当たり、県においてイノシシ等の市街地出没への対応マニュアルを策定するとともに、麻酔銃による対応を可能とする事業者等の情報の収集及び提供を行っていきます。

クマの対策については、「神奈川県人里でのツキノワグマ出没時の対応マニュアル」に基づき、人身被害を防止するため、市町村等と連携し、出没状況に応じたパトロールや追い払い、捕獲などの対策を速やかに行っていきます。

さらに、令和3年度から時限的な対策として、里地への出没が懸念される地区の特に重要度が高い箇所について、通信機能付きセンサーカメラを設置し、クラウド上に映像を送信してクマの行動を把握し、必要な情報を迅速に地域へ情報提供することとしました。これにより、クマの動向を迅速に把握するとともに、フンなどを用いたDNA分析による個体の情報の収集や、対策への活用のノウハウについて市町村に技術移転を行っていくことなど、地域で有効なクマ対策がなされるように支援していきます。

＜要望事項＞

イ ヤマビルを媒介している有害鳥獣対策については、特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊員の設置や鳥獣被害防止対策推進協議会と連携することにより、新たな施策を展開し、町猟友会を中心とした駆除対策を推進している。

丹沢山系に位置する当町では、広範に移動する有害鳥獣について、広域行政単位での対策部会を設置するなどの対応も実施しているが、広域自治体である県に対し、被害の遅減に向け、以下の事項を要望する。（松田町）

(ア) 市町村と一体となった捕獲や防護の有効な強化策として、県独自の有害鳥獣捕獲奨励補助金や広域獣害防護柵補修事業費補助金を制度化したが、時限的な予算措置ではなく、継続的な事業とすること。

《対応状況》【環境農政局】

ヤマビルを媒介するシカの管理捕獲については、「第4次神奈川県ニホンジカ管理計画」に基づき、市町村との連携のもと、目標達成に向けて引き続き取り組んでいきます。

本補助金は、鳥獣対策において県と市町村が一体となった解決策を検討していく中で、それが実施されるまでの被害を増やさないための緊急対策として、3年間の时限を設定し措置したものであり、積極的な活用をいただいた上で、その効果については各市町村からの御意見も伺いながら検証していきたいと考えます。

＜要望事項＞

- (1) 狩猟資格免許取得のための受験手数料等への補助金を農協を通じた農業従事者への支援のみでなく、町が助成する免許取得者に対しても広く対象とするよう支援の拡充すること。

《対応状況》【環境農政局】

狩猟資格免許取得のための受験手数料等への補助については、農作物被害を直接被っている農業従事者に支援をすることで、対策の効果が高まると考えられることから、農業協同組合が実施する狩猟免許試験の受験費用の一部を補助しています。

町で助成する免許取得者に対する助成措置は考えていませんが、引き続き、市町村と連携しながら、担い手の確保に努めています。

＜要望事項＞

(6) 県西地域活性化方策について（松田町）

松田町では、2つの鉄道路線など、充実した交通網が整備されており足柄上地域の玄関口として機能しています。また、県における「未病を改善する」をテーマとした県西活性化プロジェクトや、1市5町で構成されている「あしがらローカルプランディング推進協議会」における、「千年の湧水 あしがら水源」という水をコンセプトとしたプランディング等、本地域の魅力を県内外に発信する取り組みを実施している。更なる地域活性化のため、以下の事業を継続して要望する。

ア 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

現在、国では住民税に年額千円を上乗せして、森林環境税（国税）が新設された。

これを受け、県知事は、森林環境税の創設に関し、県の水源環境保全税について、「継続」を表明しているが、該当市町村にとって、当税は水源環境保全・再生の取り組みに係る貴重な原資であることから、第3期（平成29～平成33年度）以降も含め、引き続き現行制度を堅持すること。

《対応状況》【環境農政局】

県では、平成19年以降20年間の水源環境保全・再生の基本的な考え方や施策の方向性、将来像を「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」として取りまとめていますが、令和4年度からは、施策大綱に示した最後の計画となる「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の取組を進めています。

施策大綱期間が令和8年度で終了することから、その後の施策については、施策大綱に基づく取組の到達状況や成果等を検証・評価した上で、第4期計画期間中に市町村、県議会、県民の皆様等の御意見を伺いながら、検討していきます。

＜要望事項＞

イ 「新松田駅周辺整備基本構想・基本計画」の実現に向けた支援について

本町の中央に位置するJR御殿場線松田駅と小田急線新松田駅は、通勤通学者を中心に1日平均約3万人もの乗客が乗降する県西地域の“北の玄関口”としての位置付けのみならず、都心部からのアクセスが良好であり富士山の世界文化遺産登録を契機とした静岡方面へ向かう観光客の経由地という、小田原駅に次ぐ、第2の神奈川県の“西の玄関口”としても一翼を担っている広域的利用が強い場所であり、県西地域活性化のカギとなる場所である。

現在、両駅周辺地域は、旧市街地の商店や住宅が密集しており、駅へのアクセス道路や狭小な駅前広場が未整備の状況にあるため、交通結節点の機能を十分に発揮できないことが課題である。

特に、新松田駅北口周辺は「町の表玄関」として、両駅間の乗換客に加え、複数の路線バスやタクシー車両のほか個人や近隣周辺企業の送迎バスなどが交錯する危険な状況にあ

り、交通の安全面で、町民や駅の利用者から多くの整備要望の声が寄せられている。また、県道711号改良事業では、歩道整備工事や、電線の地中化などの工事が実施され、周囲の整備は進めていただいているが、御殿場線ガード下が狭く、車の円滑な通行に支障をきたしており、ここの整備要望の声も寄せられている。

これらの課題を解決するために、町では平成27年度より「新松田駅周辺地域まちづくり協議会」を立ち上げ、県の関係機関の方々にも出席いただき、新松田駅前広場の整備、駅舎の橋上化、周辺地区の再開発・再編事業の方向性などについてとりまとめた「新松田駅周辺整備基本構想・基本計画」を平成31年3月に策定したところである。

については、本計画の実現のため、駅周辺整備事業に関する地元組織（再開発組合）の設立に向けた勉強会などを令和元年度から実施しているため、県においては引き続き新松田駅北口・南口駅前広場整備を含めた駅周辺地域の整備における多様な支援により、県と町が連携して駅周辺事業の実現を目指すとともに、現在、整備を進めている県道711号の道路拡幅等の改良事業に合わせた御殿場線ガード下の道路拡幅改良事業について要望する。

《対応状況》【国土整備局】

県道711号（小田原松田）のJR御殿場線アンダーパークの改良事業については、新松田駅周辺地域のまちづくりの状況をみながら、町の御協力を得た上で、検討を進めています。

〈要望事項〉

(7) 県立足柄上病院の医療体制の充実強化について（足柄上郡）

県立足柄上病院は、足柄上地域における中核的な総合医療機関として、二次救急医療や災害拠点病院としての役割を担っている。

県内でも高齢化の先行する足柄上地域において、複数疾患を抱える高齢者の医療ニーズや介護保険事業における足柄上地区在宅医療・介護連携支援センターが同病院内に設置されたことに伴う関係機関との医療介護連携の推進、災害時の対応などを考えると、総合診療科を持つ同病院が果たすべき役割はますます大きくなっていくものと考える。

また、足柄上地域は、分娩可能な医療機関や入院病床を有する小児科の医療機関が非常に少ない地域であることから、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるためにも、地域における中核的な総合医療機関における周産期医療体制及び小児医療体制の充実が不可欠であると考える。

特に県立足柄上病院における分娩については、小田原市立病院に集約する方針としているが、その際には足柄上地域の分娩可能な医療機関の数や分娩数等の状況など、医療ニーズを的確に捉え必要に応じて再開を検討するとともに、継続的に質の高い医療サービスを安定的に提供することができるよう、県としても医療体制の充実強化を図られるよう要望する。

《対応状況》【健康医療局】

県立足柄上病院について、県は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の中期目標において、県西医療圏の中核的な総合医療機関として救急医療、産科医療及び地域包括ケアシステム等に対応した医療の提供や、災害に備えた体制の充実強化に努めることを指示しています。

これを踏まえ、県立足柄上病院では、高齢化の進展に対応した総合診療科の充実や内視鏡・人工関節などのセンター化に取り組むほか、救急医療などの地域のニーズに沿った医療を提供しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の対応では、神奈川モデルの重点医療機関として中等症患者などの受入れに当たっています。

また、県立足柄上病院が地域の医療ニーズにどのように応えていくか、今後も小田原市立病院及び県立足柄上病院連携推進会議で議論していくとともに、県立足柄上病院の今後の医療提供体制については、県西医療圏における地域医療構想にかかる議論を参考に地域の皆様の御意見を頂きながら、検討を進めています。

＜要望事項＞

(8) 二級河川酒匂川の洪水対策等の充実（足柄上郡）

河川法の一部改正に伴い、平成29年3月31日に公表された「想定しうる最大規模の降雨」を対象にした洪水浸水想定区域図を踏まえ、洪水対策の根幹をなす護岸工事等の河川改修や水位計の設備など監視体制の強化を適切に実施すること。

また、「かながわの川づくり計画」の最上流部が新大口橋までとなっていることから、今後策定する「酒匂川水系河川整備計画」において新大口橋より上流部についての適切な河川整備の実施、特に護岸工事の内容を盛り込み、早期に実施すること。

《対応状況》【県土整備局】

酒匂川については、「かながわの川づくり計画」に基づき、河口から新大口橋までの延長約15kmの区間において、100年に一度の降雨に対応できるよう堤防の整備を進めており、最上流部の新大口橋付近を除き、概ね整備が完了しています。

引き続き、残る新大口橋付近の約80mの区間について、令和4年度の完成を目指し、整備を進めています。

水位計等の設備については、避難のための防災情報の提供として、現在、簡易型の水位計や監視カメラの増設を進めており、酒匂川では、これまでに水位計を2箇所、監視カメラを5箇所設置しました。今後も要望等も踏まえ、設置を進めていきます。

また、酒匂川の河川整備計画については、令和3年度の策定を目指して作業を進めており、新大口橋より上流部も含めて洪水を安全に流下させるために必要な整備を位置付けていきます。

＜要望事項＞

(9) 道路法以外の跨道橋に係る支援について（中井町・大井町・松田町）

足柄上地域には、高速道路や県道の整備に伴い、いわゆる認定外道路として跨道橋が設置され現在では町に移管されている。

それら認定外道路としての跨道橋については、国の防災・安全交付金の対象から外れているため、町村には事業費が大きな負担となっている。

しかし、高速道路や主要幹線道路等の安全を確保することは、防災対策、ひいては国土強靭化の推進において必要不可欠であり、その老朽化対策が喫緊の課題となっている状況である。

については、認定外道路としての跨道橋に対しても財政支援の対象となるよう国に強く働きかけるとともに、県としても技術・制度・財政の観点から総合的な支援制度を早期に創設するよう要望する。

《対応状況》【県土整備局】

老朽化対策の実施においては、まずは、健全度を把握する点検を実施することが重要です。

国では、橋梁の老朽化対策にかかる市町村への支援の充実を図ってきたところで、こうした中、点検に際しては、神奈川県道路メンテナンス会議で、道路法によらない認定外道路の橋梁も含め、点検を一括して発注し、コスト縮減を図る制度を創設していますので、御活用ください。

また、県では、道路メンテナンス会議において、国と連携して、橋梁点検などの技術講習会を開催するとともに、気軽に相談できる窓口を設置し、市町村に技術的な支援を行っています。

さらに、令和3年度は、橋梁の修繕設計の際に参考となるマニュアルを作成しました。

なお、県の財政支援については、厳しい財政状況により現状では困難です。

＜要望事項＞

(10) 酒匂川左岸道路の延伸について（大井町・松田町・山北町）

酒匂川左岸道路においては、小田原市から大井町の間は既に供用が開始されている。

一方で、未整備区間である松田町から山北町の大口橋迄の区間においては、既に県にて整

備した河川管理用通路を活用して道路整備を実施する計画である。

そうした中で、町からの協議に対する適切な指導と、河川法に係る許可に対する迅速な対応を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

河川区域内の土地の利用については、河川法に基づき、河川管理上、支障がないものについて、許可を行っています。審査等には、できるだけ速やかに対応していくよう努めています。

〈要望事項〉

(11) 林道秦野峠線について（松田町・山北町）

近年、国内の至る所で地震や噴火、集中豪雨などの大規模災害が発生しており、これまで以上に地域住民の孤立化対策が重要になると想っている。

林道秦野峠線は松田町寄地区と山北町玄倉地区の奥地に広がる森林の活用と集落を結ぶ林道として位置づけられているが、神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～（平成29年2月）では、災害時の集落の孤立を防ぐため、防災上の林道の役割として緊急避難路や迂回路になる農道・林道の安全確保に努めるとしており、この林道の活用を図ることで、災害の際は両地区における孤立化対策にもつながる。

平成30年度には、災害時における通行に向けて、県、山北町及び松田町の三者で協議を行ったが、災害時における通行のためのルール作成や、基本協定等の締結が必要であるため、引き続き協議の場への協力と、林道災害の早期復旧に加え、利用目的も踏まえた災害に強い林道となるよう要望する。

《対応状況》【環境農政局】

林道秦野峠線の利活用については、松田町、山北町と県で三者協議を行っており、引き続き調整を進めていきます。

また、当該林道では令和元年度の台風第19号及び令和3年8月豪雨により甚大な被害を受けたことから、早期の復旧に向けた災害復旧工事と併せて計画的に改良工事を行い、災害に強い林道づくりに努めています。

〈要望事項〉

(12) 小田急開成駅前への交番設置について（開成町）

開成町では、小田急線開成駅が立地する南部地域を新市街地と位置付け、良好な住宅地や商業拠点や産業拠点の集積、道路・公園などの整備を進めてきた。

その結果として、平成31年のダイヤ改正で急行電車が停車するようになり、駅の利便性や県西地域の副次拠点としての機能性が大きく向上した。また、駅周辺地区では、都市計画道路を核とした土地区画整理事業が進んでおり、今後さらなる人口増加が見込まれる。

県では交番の統廃合を打ち出したが、開成駅周辺の地域住民の安全と駅周辺の治安維持のため、開成駅前への交番設置を視野に入れた再編成を検討するとともに、設置までの間において、開成駅前におけるパトロールの立ち寄りの強化、アクティブ交番の弾力的運用等の措置を要望する。

《対応状況》【警察本部】

県警察は、平成31年3月に交番等における事件・事故等の対応力を向上させること、持続的に機能を維持していくことを目的とし「神奈川県警察交番等整備基本計画」を策定し、計画の方向性として「交番新設時における交番総数増加の抑制」を示しており、都市開発や人口集中等に対応する場合であっても、県内全体では交番総数は増加させず近隣交番の移転や統合などにより対応することとしています。

統合、建て替え、新設及び公共工事等の理由から移転を要する場合には、事件事故等の発生状況や来訪者の多寡などを総合的に検討し、必要性を判断していくこととしています。

開成駅前地区は、松田警察署吉田島駐在所が管轄していますが、約2km圏内に吉田島駐在所、

延沢駐在所、新松田駅前交番及び小田原警察署栢山駅前交番の2駐在所、2交番があり、現在の交番・駐在所の配置状況等を踏まえ、前記事項を検討しますと、現時点での交番の設置は困難です。

アクティブ交番は、交番統合後の治安対策を目的として導入されたものであり、松田警察署では山北交番統合に伴い同交番が管轄していた地域を中心に運用していることから、開成駅にはパトカーを立ち寄らせ、駅とロータリーにおいて警戒活動を実施します。

なお、開成駅前には山北交番統合前から「開成駅前連絡所」があり、交番勤務員やパトカー勤務員が立ち寄りを実施し、警戒を強化するとともに、地域住民の皆様の利便性を向上させるために交番相談員も派遣しています。

今後も、県内各地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら、交番等の適正配置を検討していきます。

＜要望事項＞

(13) 富士山噴火対策の充実強化（開成町）

令和3年3月に改定された富士山ハザードマップにおいては、新たな噴火口を含む想定火口範囲が設定されるとともに、溶岩流等の規模・範囲が大きく見直され、開成町が活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域に指定された。

改定で示されたシミュレーションでは、中規模以上の溶岩が噴出された場合では町域の一部に、大規模噴火の場合では全域に被害が及ぶなど、重大な災害リスクが明らかになった。

火山現象においては地域住民等の生命・身体を守るための「広域避難」が重要であることから、避難時間の確保や短縮に向け、事前対策や噴火直前と噴火後における緊急対策について、ソフト・ハードの両面から早急な充実強化を要望する。

《対応状況》【くらし安全防災局・県土整備局】

富士山噴火に係る広域避難については、富士山火山防災対策協議会において、富士山火山広域避難計画を改定するため、「富士山火山広域避難計画検討委員会」を設置して、検討を行っています。

同委員会での検討を踏まえ、本県においても、富士山噴火の影響を受ける市町と連携した広域避難に係る訓練を行う予定ですが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ検討していきます。

また、県民の皆様に、富士山の噴火の影響やその対策を理解していただくため、まずはハザードマップの周知を図るとともに、広域避難計画の検討を踏まえ、関係市町村とのしっかりと連携のもと、住民説明会等の取組を進めていきます。

4 足柄下地域要望

＜要望事項＞

(1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について（足柄下郡）

神奈川県土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関する協議を義務付けており、非線引き白地地域における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3,000m²以上に引き下げており、その効果もあって県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が確保されているものと認識している。

しかしながら、平成21年3月31日をもって「1ha未満の開発行為に関する指導基準」（以下、指導基準）が廃止され、小規模な開発行為については、各市町村の自主性に委ねられることとなったことから、このことに伴い、今後、開発抑制効果の減少が懸念されている。仮に建築物系の開発行為における開発区域の面積の経過措置についても廃止となった場合には、町単独で県の土地利用調整システムと同等の効果を持続させることは非常に困難であり、秩序ある土地利用の確保が難しくなることが考えられることから、指導基準が廃止されたことも鑑み、条例の建築物系の開発行為における開発区域面積の経過措置を、「当分の間」との規定を継続するのではなく、条例の本則へ移行するよう要望する。

《対応状況》【政策局】

土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けていますが、非線引き白地地域等における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3,000m²以上に引き下げています。

この条例の趣旨として、県が広域的な立場から直接に関与すべきものとしては、1ha以上の大規模な開発を対象とし、それ未満の開発計画については、個別法令による規制を除き、市町村の考えを尊重して自主的・主体的なまちづくりに委ねることとしていることから、経過措置を条例本則に規定することは考えていません。

なお、経過措置の取扱いについては、当該町と十分調整していきます。

〈要望事項〉

(2) 国道135号の整備について（真鶴町・湯河原町）

国道135号（真鶴道路旧道）区間が無料化され、同区間を通行する車両が増加し、真鶴駅前を中心に日常的に渋滞が発生している。また、一部歩道のない箇所や非常に狭い箇所も多くあり、安全性の確保の点で危惧されている。県は、真鶴駅前交差点の信号機移設等対策を行っているが、未だ抜本的な解決に至っていない。引き続き渋滞解消や交通安全確保のための抜本的な整備実施を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

真鶴駅前の渋滞対策については、県警察と連携し、真鶴駅前交差点内の路面標示や右折帯の滞留スペースを確保する工事が平成23年4月に、また、路面標示等による視認性の確保対策が平成26年3月に完了し、一定の改善が図られたものと考えています。

また、真鶴駅付近の幅の狭い歩道においては、歩道内の側溝蓋を床版化することにより歩行者通行空間の改善を図っています。

今後、交通の状況を見ながら、さらなる渋滞解消策や一部歩道のない箇所などにおける交通安全対策について、町と連携を図りながら検討していきます。

〈要望事項〉

(3) 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について（真鶴町・湯河原町）

小田原市から真鶴、湯河原1市2町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道を整備することにより、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備を図り、農業振興を中心とした流域の活性化を推進するとともに、国道135号及び県道740号が通行不可となった際、防災上の観点からも重要なことでもあるため、目標期限を定めて早期に完成されるよう要望する。

《対応状況》【環境農政局】

広域農道小田原湯河原線については、農業振興のみならず防災上の観点からも重要な路線であることから、「神奈川県水防災戦略」に位置付け、早期に着手できる箇所から優先的に整備することとしており、引き続き国の予算確保に努めながら、路線全体の早期完成を目指していきます。

〈要望事項〉

(4) 足柄幹線林道の舗装等ハード面の整備及び冬期閉鎖期間の短縮について（箱根町）

足柄幹線林道は、専ら林業活動に利用される林業振興型林道と、生活用等として市町村道的役割を担う地域振興型林道の双方の役割を兼ね備えた併用型林道として、林道従事者のみならず林道沿線の住民等が使用する生活道路としての重要な役割を担っていることから、現状よりさらに安全性を担保した施設となるよう、舗装やロックフェンス等のハード面を強化する整備及び冬期に行われている閉鎖期間の短縮を要望する。

《対応状況》【環境農政局】

足柄幹線林道は、地元関係車両や沿線施設関係車両等の利用が多いことから、舗装や落石防止施設等の整備が進んだ状況となっていますが、加えて職員がパトロールを随時実施して、路面補修や清掃、伐採などの日頃の維持管理を行うことで地域振興型林道としての安全性の確保に努めています。

また、県では、冬期路面凍結による交通事故の危険性があるため閉鎖期間を設けていますので、その短縮は困難ですが、この期間を有効に活用し舗装打替えなどの改良工事を実施することで、ハード面の整備を行なながら、年間の通行止めの期間が短くなるよう努めています。

＜要望事項＞

(5) 大涌谷における渋滞対策について（箱根町）

大涌谷園地に至る県道の渋滞緩和対策については、過去に県のスマイル2000万人プロジェクトとして「2車線の仮3車線化」「パーク＆ライド」の対策を試行したが、その効果は限定的であった。

このため令和2年度には箱根DMOが大涌谷駐車場の混雑状況を配信し混雑回避の流れを作る取り組みを行ったほか、令和3年度には箱根DMOや交通事業者と一体となってパーク＆ライド活動を引き続き検討するなど、ソフト面の対策を実施していく運びになっている。

不要不急の移動が抑制される中でも大涌谷を自家用車で訪れる観光客は多く、大涌谷周辺の渋滞は引き続き発生することが予想されるので、是非とも県にあっては渋滞発生分も駐車できるよう収容台数を増やすことができ、同時に突然の火山災害発生時に観光客を一時避難させるような立体屋内駐車場の新設及び下り車線側道部に上り車線からの転回が可能な場所の設置や道路拡幅等、ハード面の整備推進を引き続き要望する。

《対応状況》【くらし安全防災局・環境農政局・県土整備局】

大涌谷園地へ向かう県道734号（大涌谷小涌谷）の道路拡幅については、法規制もあり地理的に困難な場所ではありますが、地元町の具体的な考えを伺う機会を設けていきます。

駐車場については、土地所有者が民間企業であり、管理・運営を民間団体が行っているため、県は直接対応することはできません。御要望の内容については、運営者側に伝え、具体的な計画等の相談が出た際は、必要に応じて対応していきます。

なお、避難対策については、引き続き、箱根山火山防災協議会を通じて、地元町や関係機関とともに検討していきます。

＜要望事項＞

(6) 真鶴港活性化整備計画の早期実現について（真鶴町）

真鶴港活性化整備計画においては、港湾防災対策による安全な港づくりという基本方針に基づき、沖防波堤や港湾管理・防災施設の整備が位置付けられている。

防災施設のうち津波避難施設について一部着手されているが、今後の詳細な構想や計画が示されていない。

よって港内整備の完成までのスケジュールの明示と、東日本大震災の津波による甚大な被害を鑑み、被害対策をはじめとした港湾防災対策は、緊急に対応すべきものであることから、同施設の早期着工を要望する。

また、コロナ禍において、屋外でレジャーを楽しむ方が増え、港湾施設（琴ヶ浜遊歩道等）において火気を使用する等、モラルを逸脱する行為の問題が顕在化していることから、港湾施設や海岸利用に係る明確なルールづくりとそれを説明した看板を設置する等の対策を求める。同時に、整備計画においては「プレジャーボート需要への対応」も観光拠点機能として計画フレームに位置付けられることから時代の変化に合わせてレクリエーションとして利用できる環境の整備も検討する必要がある。これらの課題を含め、整備計画に位置付けられているその他の施設についても、早期の着工・実現について要望する。

《対応状況》【県土整備局】

真鶴港では、平成17年に策定した「真鶴港活性化整備計画」に基づき整備を進めており、平成19年度から取り組んできた沖防波堤が平成28年度に完成し、港内の静穏が確保され、平成30年度には、地場産業活性化に向けた南漁業基地の再整備に着手しました。

引き続き、南漁業基地の早期完成を目指すとともに、残る北漁業基地やボートパーク等、その他の施設についても、具体的なスケジュールをお示しすることはできませんが、整備の優先度を勘案しながら、順次取り組んでいきます。

なお、プレジャーボートへの対応については、整備計画を進める中で、時代の変化に応じた新たな需要を把握した上で、町の意見も伺いながら検討していきます。

港湾施設（琴ヶ浜海岸）では、遊歩道にテントを張ることの禁止、バーベキューなどの火気使用の禁止、ごみの持ち帰りなど、ルールを明確化した看板を既に町と連名で複数箇所に設置しています。

それでも、無秩序な利用が続くということであれば、看板の追加設置やパトロールの強化などといった必要な対策を指定管理者である町と協力しながら行っています。

〈要望事項〉

(7) 県産石材の活用について（真鶴町）

本町では石材採掘・加工業が地場産業の1つとして発展してきたが、後継者不足や新たな販路開拓等への対策が求められている。

地場産業の振興を図るため官民による建築資材としての活用だけでなく、現在取り組んでいる「真鶴本小松石」のメダルや表彰盾の新商品を引き続き活用していただくとともに、その積極的なPRを継続的に要望する。

また、令和2年度真鶴町オリパラ文化プログラム推進事業として開催予定であった「真鶴町・石の彫刻祭」や関連事業として神奈川県と協同開催の予定であった文化・芸術関連イベント（回遊型謎解きイベント）は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が令和3年度に延期となったことに合わせて、令和3年度での開催に向けて支援をいただいているところであるが、イベント開催後も、設置された彫刻作品の観覧や「石の町・真鶴」のPRも引き続き要望する。

《対応状況》【国際文化観光局・産業労働局】

県では、伝統的工芸品、農林水産物、観光資源など、神奈川にある魅力的な地域の資源の活用を促進し、地域の特色ある産業の振興を図っています。「真鶴の小松石」をはじめ、地域の資源を活用した中小企業の商品開発等の取組を引き続き支援していきます。

「真鶴町・石の彫刻祭」の関連事業として、地元町と県が協同開催する文化・芸術関連イベント（回遊型謎解きイベント）を開催し、県内外にPRすることができました。引き続き、地元町と連携して「石の町・真鶴」をPRできるよう検討していきます。

〈要望事項〉

(8) 湯河原海岸と海辺公園の周遊性について（湯河原町）

平成27年度に湯河原海辺公園の整備が完了し、EV急速充電器の設置やドッグランの整備を行ったことにより、地域住民や観光客の皆様に多数利用していただいているが、海辺公園と湯河原海岸の一連とした海岸利用を行うことにより、さらなる利用者が多く見込まれると期待している。

しかし、海辺公園と湯河原海岸のアクセスには、国道を横断し迂回するルートしかなく危険であるため、海辺公園と湯河原海岸の相互利用の促進という観点から直接アクセスできる通路等の整備を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

海辺公園と湯河原海岸のアクセスについては、平成27年度から、新崎川の河口部に河川を渡れるように、自然石による飛び石を設置しています。

〈要望事項〉

(9) 土砂災害防止法区域の指定にかかる工事の早期着手について（湯河原町）

土砂災害防止法による特別警戒区域（レッドゾーン）として指定された区域については、新規の開発行為や建築物に対し制限や規制及び区域内建築物の所有者に対し県知事から移転等の勧告ができることとなり、区域内住民の生活への多大な影響や負担が懸念される。

よって、災害の防止対策が重要であることから、町は、土砂災害防止法に基づき、ソフト対策として、土砂災害ハザードマップを作製し、住民への周知を実施している。今後は特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を解消するため、当該指定区域における土砂災害防止工事を計画的に実施することを要望する。

《対応状況》【県土整備局】

県では、危険箇所等の周知を図る土砂災害警戒区域等の指定や、市町村と連携しながら、警戒避難体制の整備等を図るソフト対策と合わせ、施設整備を行うハード対策を進めています。

ハード対策については、過去に災害があった箇所や住宅が多い箇所、社会福祉施設等の要配慮者利用施設がある箇所などから、優先して整備を進めています。

県では、近年の激甚化・頻発化する土砂災害に対応するため、令和2年2月に「神奈川県水防災戦略」を策定し、中長期的な視点で取組みを加速させるハード対策に土砂災害防止施設を位置づけ、重点的に取り組むとともに、国の「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の財源を最大限活用するなどし、ハード対策に取り組んでいきます。

急傾斜地崩壊対策事業では、令和4年度当初予算において、県単独事業を拡充し、国の交付金事業の対象とならない斜面に係る対策の加速化を図るとともに、砂防事業を含めた土砂災害対策について、今後も、町村には、地元調整などの御協力をいただきながら、引き続き、優先度の高い箇所から、着実に施設整備を進めていきます。

〈要望事項〉

(10) 湯河原パークウェイの無料化について（足柄下郡）

静岡県との県境をつなぐ有料道路である湯河原パークウェイは、湯河原から国道1号を経由して三島・箱根方面へ最短で移動できる道路であり、東名高速道路から伊豆縦貫自動車道を経由した湯河原への誘客や、静岡県以西からの誘客など、地域活性化対策として重要な道路である。

また、県西地域を回遊する道路としても、県道75号（つばきライン）はカーブが多く走りづらい道路のため、湯河原パークウェイは重要な道路である。地域での広域的な連携により、事業者である伊豆箱根鉄道株式会社に対し通行料金の見直しなどについての協議や要望活動を行っているが、静岡県との広域的な課題もあるため、県や国からの働きかけを要望する。

《対応状況》【県土整備局】

湯河原パークウェイは、伊豆箱根鉄道株式会社が「道路運送法」に基づき整備した、いわゆる「私道」です。

湯河原パークウェイを管理運営している伊豆箱根鉄道株式会社の考えを確認したところ、会社経営上、通行料金の見直しなどについては、その減収分の補填が条件であるとのことでした。

まずは、地元町としてどのように対応するのか整理・検討し、県に相談していただきたいと考えています。

＜要望事項＞

(11) 海岸保全施設整備の推進について（湯河原町）

令和元年度に県と町が連携して、「津波・高潮対策基本計画」が策定され、津波・高潮対策における海岸保全施設整備目標を設定したことに対し、海岸保全施設整備を推進するにあたり、次のことを要望する。

ア 防護水準を満たしていない門川地区の埋立地の海岸護岸の嵩上げと老朽化対策、新崎川の河川堤防の嵩上げの整備を進めていただいているが、計画期間内に工事が完了するよう予算を確保すること。

《対応状況》【県土整備局】

門川地区の海岸護岸については、令和2年度に、嵩上げ工事に着手しており、令和3年度末に完成する予定です。

老朽化対策工事については、令和3年度に着手しており、順次、進めていく予定です。

また、新崎川の河川堤防についても、海岸護岸の設計を踏まえて、令和4年度から護岸嵩上げ工に着手する予定です。

＜要望事項＞

イ 災害時には、海岸から速やかに避難するために重要となるスロープが西側1箇所のみであるため、東側にもスロープを設置するための予算を確保すること。

《対応状況》【県土整備局】

湯河原海岸におきましては、安全性・利便性を向上させるため、東側にもスロープの設置を計画しており、令和元年度に、詳細設計を実施しました。

工事については、早期に実施できるよう必要な予算確保に努めています。

＜要望事項＞

ウ 海岸への地下道の出入り口は、高波の際に板をはめ込むことで、波を堰き止めることが可能であるが、町職員が2人で板を一枚ずつはめ込むため、昨今の津波等の被害を想定すると、大変危険な作業であるため開閉作業が安全にできるよう施設を改善するための予算を確保すること。

《対応状況》【県土整備局】

湯河原海岸の陸閘については、改良工事を進めており、令和3年度末に完成する予定です。

＜要望事項＞

エ 海岸の砂は、西から東に流されており、20年前と比べると砂が流失し砂浜が後退しているため、大潮になると護岸まで波が打ち寄せている現状であることから、令和元年度から計画の見直しに向けた検討を進めている中で、砂浜侵食対策として、突堤延伸の必要性について検討すること。

《対応状況》【県土整備局】

侵食対策については、平成23年3月に策定した「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、養浜を主体とした対策を実施しています。

また、より効果的な侵食対策を進めるため、令和3年3月に計画を改定しており、湯河原海岸は侵食傾向が続いていることから、養浜を実施することとしました。

ただし、突堤の延伸は、侵食対策上効果を期待できないことから実施する予定はありません。

＜要望事項＞

(12) 日本遺産「箱根八里」の活用に向けた環境整備について（箱根町）

日本遺産「箱根八里」のハイキングコースは、国内客のみならず外国人観光客の人気スポットとなっている。観光誘客の促進や地域の活性化に繋げるためには歩行する観光客、特に外国人観光客に対して日本遺産「箱根八里」を解説する案内看板（外国語併記）が効果的であることから、神奈川県が実施主体となり積極的な充実・整備を引き続き要望する。

《対応状況》【国際文化観光局・環境農政局】

外国人観光客に向けた案内看板等の整備については、観光客受入環境整備費補助金により、民間事業者が実施する整備に対して補助（補助率2分の1）を行っており、令和4年度については、補助率を4分の3に引き上げて実施します。

また、「箱根八里」ハイキングコースの一部となっている須雲川自然探勝歩道において、町と県で歩道の整備、維持管理を実施していますが、自然公園利用者のための案内板や指導標識については県が整備し、文化財等に関する解説看板については町が整備している状況です。町による看板等の整備に向け、環境省の交付金の活用を支援するなど、県と町で協力して案内看板の充実・整備を進めています。

＜要望事項＞

(13) 入湯税の減収に対する特例的な減収補てん債の創設について（足柄下郡）

国では新型コロナウイルス感染症による市町村の資金繰り支援として、「猶予特例債」や「特別減収対策企業債」などの特例措置を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響は、これらに該当しない地方税にも深刻な影響を与えている。特に入湯税においては宿泊業が壊滅的な打撃を受けたことで、既に大幅な減収が生じている。

回復を目指して国のG・T・キャンペーンに加え各町でも誘客施策を独自に実施する予定であるが、入湯税収の落ち込みにより、その事業実施にも影響がでることは必至であり、また、「新しい生活様式」に伴う観光旅行の変化や、感染の第2波、第3波も懸念されるなかで、観光業や入湯税収の回復には時間を要する。

このため、入湯税の減収に対しては、令和2年度以降、新たに特別減収対策債の活用が可能となったが、令和4年度以降も引き続き活用可能とともに、地方財政法第5条ただし書きの規定によって地方債を起こしても、なお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足が生じる場合には、その不足額に充てるため、同条の規定にかかわらず、通常の起債を充当した残余又は通常の起債を充当していない事業の一般財源相当部分以外の部分にかかる不足についても、起債を充当することが可能となるよう、働きかけること。

《対応状況》【政策局】

特別減収対策債については、減収補てん債の対象外である入湯税等について、投資的経費の範囲内で発行可能となっているもので、令和2年度に創設され令和3年度まで延長されているところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症による影響は今も続いていることから、时限の延長及び充当可能な経費の拡大について、機会をとらえて国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

(14) 生食二枚貝（岩ガキ）養殖事業への支援について（真鶴町）

令和3年度から開始した岩ガキ出荷に関し、安全安心な岩ガキを提供するため、出荷時期に複数回の検査が必要となる。現在、他県に検査を委託しているが、1回に要する費用が高額なため、漁業者の負担となる。安全安心を確保するため、検査費用補助の支援の検討と現在実施していただいている各種検査の支援の継続を要望する。

また、県内初の生食二枚貝（岩ガキ）の本格出荷となることから真鶴町の新ブランドとしてだけでなく、神奈川県の新ブランドとして位置付けるとともに、岩ガキのPR等の支援を継続して要望する。

〔対応状況〕【環境農政局】

岩ガキの出荷前の検査については、事業者が自主的に実施するものであることも踏まえると、検査費用の補助等の支援は困難であると考えますが、今後も、生食用かきの安全性を確保する観点から、引き続き、事業者からの相談に対する助言、指導等を適切に行っていきます。また、引き続き年間を通じた有毒プランクトンの監視を行うとともに、今後も出荷時期に月1回程度のイワガキ本体の貝毒検査を実施することにより、イワガキ養殖の安全安心の確保に努めていきます。

ブランド化については、かながわブランド登録制度がありますが、登録には、広く県内に供給できる安定した出荷体制等の要件があり、まずは、スポット的な販促イベント等のPR活動を実施しながら登録を目指すという展開が考えられますので、具体的な提案・相談があれば、対応を検討していきます。

〔要望事項〕

(15)ニホンザルの群れ（T1群）による被害防止のための積極的な対策の実施について（真鶴町・湯河原町）

西湘地域に生息するニホンザルの群れは、西湘地域個体群として神奈川県レッドデータブック報告書に掲載され、西湘地域に生息する固有種として保護されているが、湯河原町を中心とし、深刻な生活被害や農業被害を与えており、サルが出没した際の追い払いや山中へ群れを誘導する追い上げを実施しても、すぐに市街地へ戻ってしまい、対策が行き詰まりを見せている状況にあるため、次のことを要望する。

- ア T1群による被害防止のため、抜本的かつ具体的な対策を行うこと。
- イ 西湘地域の農作物や地形などを考慮したサルの防除対策を研究すること。
- ウ 神奈川県レッドデータ生物調査報告書の見直し及び第5次神奈川県ニホンザル管理計画の策定時に、西湘地域個体群のあり方について検証の上、群れを保護していくべきかどうか方針を検討すること。

〔対応状況〕【環境農政局】

T1群の対策については、令和2年度に実施した県による加害個体捕獲の成果及び課題を検証し対策に生かすとともに、追い上げや加害個体の捕獲を行なながら、技術支援を継続し、学識者やNPOなどの協力も得ながら、農作物や地形などを考慮した効果的な追い上げ手法や新たな対策の担い手の確保を検討していきます。

また、西湘地域個体群については、隣接する静岡県と連携し、同一個体群の生息状況等の情報共有を図るとともに、国の動向等も踏まえ、第5次管理計画の策定に向け「地域個体群」の定義やあり方などを多角的に分析していきます。その上で、T1群の保護または除去について方針を検討していきます。

5 愛甲地域要望

〔要望事項〕

(1)県道64号（伊勢原津久井線）の整備について（清川村）

清川村内を走る県道64号は、宮ヶ瀬湖や中央高速相模湖IC及びさがみ縦貫道相模原ICへのアクセス道路として、その交通量は増加の一途を辿っている。

また、平成27年11月沿線上に道の駅「清川」が開所し、観光客が著しく増加し、交通量も増加している。

特に、行楽シーズンや朝晩の通勤・通学時には交通量が多く、道路の通行・横断等に支障をきたすほか、村民が交通事故に巻き込まれる可能性も高いため、地域住民や園児、児童、生徒の保護者からも、再三にわたり早期の拡幅改良や信号機の設置の要望が出されている。

古在家バイパス整備事業については、第1期区間の令和4年度の開通に向けて、工事が進められているが、第2期区間においても、早期完成に向けた事業促進を要望する。

また、村民の交通安全確保のため、「信号機設置の指針」に対する柔軟な判断のもと、村外の者による交通事故が特に多く、村民が巻き込まれる可能性が高い、次の2箇所に信号機を設置するよう要望する。

ア 村道山岸外周線に接続する丁字路

イ 清川村役場前（道の駅開所により、横断者が増加している。）

《対応状況》【県土整備局・警察本部】

県道64号（伊勢原津久井）の古在家バイパスについては、全体計画延長約1.2kmのうち、第1期区間として、北側約0.8kmの整備を進めています。

この区間には、3つの橋が計画されていますが、このうち2橋が完成しており、残る1橋を令和3年度に完成し、令和4年度の開通を目指しています。

引き続き、村と連携して事業進捗に努めていきます。

なお、御要望の箇所への信号機設置については、交通状況等を鑑みると、現状での設置は困難です。

＜要望事項＞

(2) 片原・柳梅地区の山林の崩壊防止対策の推進について（清川村）

清川村煤ヶ谷地域に位置する片原・柳梅地区は、小鮎川の左岸に位置し急峻な山肌の下にある平地に古くから居住地区が形成されている。

平成11年夏の豪雨においては、この地区的山腹が大規模に崩落し、幸い住民への被害はなかったものの、現在でも梅雨や台風など雨の多い季節には住民が不安を募らせ、自主避難されている状況である。

崩落個所については、平成17年度から落石防護壁の設置と落石固定を実施し、平成22年度で完成しているが、近年住宅地が形成されつつあるこの地区的上流部には、未だ急峻な山林が広がっており、土石流危険箇所に指定されている。

県においては、山腹崩壊や土砂流失といった災害の危険性がなく、住民が安心して生活できる地域を実現するため、継続的かつ効果的な治山事業又は砂防事業を実施することを要望する。

《対応状況》【環境農政局】

地域住民が安心して生活できる地域の実現については、県が実施する治山事業等のハード面の対策と、市町村による地域住民への山地災害の危険性の周知や避難対策等のソフト面での対策が不可欠と考えています。

現在、当該地区での治山事業の計画はありませんが、山地災害を未然に防ぐために、山地の荒廃状況や危険箇所の事前把握、さらに既存の治山施設の定期的点検を行い、これらの結果を踏まえ、必要に応じて治山工事や施設の維持管理等を検討していきます。

＜要望事項＞

(3) 消防広域化重点地域に対する支援について（清川村）

平成25年4月1日に改正された「市町村の消防の広域化に関する基本指針」により消防広域化重点地域として指定した自治体に対する国や県の集中的な支援について、既存の制度のみを運用して支援するだけではなく、広域化に伴う人件費などの多大な財政負担に対し、広域化後も県としての集中的な支援が明確に分かるよう、積極的な財政支援を行うことを要望する。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県では、消防広域化の取組について、「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、通常よりも高い補助率2分の1で支援することとしており、広域化実現後であっても、市町村が策定した広域化に関する計画に位置付けた施設整備等については、補助対象としています。

＜要望事項＞

(4) 登山者の安全対策について（清川村）

近年の登山ブームにより高齢者の登山者が増加しているなか、2016年（平成28年）から8月11日が国民の祝日として「山の日」となり、更に登山者が増加すると予測され、遭難や救助要請の増加が危惧されている。

今後、より一層救助体制の強化を図る必要があり、救助体制の一環として、登山者の位置が確認できる携帯電話アンテナ基地局の整備において、国の補助制度では村が事業主体となり整備することとなるが、整備にあたっては、県有地の借用や規制緩和など県の協力が不可欠であることから、県の多大なる協力を要望する。

また、県道70号線の厚木土木事務所管内は、道路幅員が狭く緊急車両が通行する際、一般車両等とのすれ違いが非常に危険であるため、安全対策として県道70号線の拡幅改良を早期に「かながわみちづくり計画」に位置づけ、抜本的な対策を進めるよう要望する。

《対応状況》【環境農政局・県土整備局】

携帯電話基地局を県有地に整備する場合の県有財産規則に基づく許可及び自然公園法並びに森林法に基づく許認可については、整備計画の内容に応じて判断します。

また、県道70号線の拡幅改良については、県では、「かながわみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。当該区間については、本計画に位置付けておらず、抜本的な拡幅改良整備を進めることは困難です。

＜要望事項＞

(5) 観光・産業連携拠点づくりに向けた支援について（愛川町）

本町の半原地域は、県立あいかわ公園や宮ヶ瀬ダムをはじめ、県内随一の広さと規模の牧場、中津川のマス釣場など公営や民営のレクリエーション施設が点在しているほか、横須賀市の水道施設として利用されていた旧半原水源地跡地が立地している。

近年は、圏央道の開通に伴うストック効果により、本町のポテンシャルも高まっていることから、半原地域を一つのエリアとして捉えた上で、旧半原水源地跡地を利活用し、地域の観光情報発信をはじめ、レクリエーション施設や地域特産物の販売など地域との交流を図る観光拠点づくりの検討を進めている。

こうした拠点づくりに向けた取り組みの着実な推進のため、県が進めている「宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進事業」との連携を図りながら、今後、国道412号及び県道54号から観光・産業連携拠点へのアクセス機能向上に係る対策をはじめ、県有施設との連携のほか、現実的な事業スキームの作成等について、県関係部局の指導・助言などの支援を要望する。

《対応状況》【政策局・県土整備局】

県では、宮ヶ瀬湖周辺地域の観光消費額の向上を図ることを目的に、「宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進事業」に取り組んできましたが、今後も登録DMOである公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団や、地元市町村との一層の連携を図っていきます。

また、国道412号などからのアクセス機能向上に係る対策等について、県では、「かながわみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めており、具体的な計画が示されれば、御相談に応じていきます。

なお、宮ヶ瀬湖周辺地域や近隣の観光拠点等へのアクセス機能の向上に資するため、「宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進事業」の新たな取組として、地域における新たな交通システムの実証実験事業について、令和4年度当初予算において、所要額を措置しました。

＜要望事項＞

(6) 県立愛川ふれあいの村体育館の耐震化について（愛川町）

県立愛川ふれあいの村の体育館は、これまで、愛川町の川北、宮本、両向地区（3地区合計：住民2,888人）の広域避難所として位置付けていたが、耐震が不十分であり、災害対策基本法改正に伴う指定避難所の指定要件を満たさなくなったことから、現在は、当該施設を除外し、半原地区の小学校を指定避難所として指定している。

しかしながら、当該地区では、被災者想定人数に対して各指定避難所の収容人数が飽和様態となっており、またコロナ禍における分散避難の観点からも安全な場所にある新たな避難場所の確保が課題となっている。

については、当該施設を再度指定避難所として指定することが地域住民の安心、安全の観点からも必要であることから、施設耐震化の早期実現について要望する。

《対応状況》【教育局】

県立愛川ふれあいの村体育館については、令和3年度において、耐震診断調査を実施したところです。

今後は、耐震診断調査の結果を踏まえて、必要な対応を適切に実施していきます。

6 水源地域要望

＜要望事項＞

(1) 河川区域内における廃棄物処理対策について（愛川町）

相模川の取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、河川環境の美化等、水質保全に係る取組が必要不可欠である。

しかしながら、従前からの課題である、河川区域内における行楽客によるバーベキューごみの不法投棄が未だ多く発生している状況であり、水源環境の悪化が懸念される状況となっている。

こうした回収事業は、本来、河川管理者が行うべきものであることから、県においては、取水堰の上流域は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、「神奈川県循環型社会づくり計画」に基づき、バーベキューごみの処理など河川敷の清掃を行うとともに、町村の意向に沿った形で河川区域内への車両の進入規制等が行えるような体制整備を要望する。また、啓発等については、河川の環境保全に対し意識の低い者を対象とした内容とするよう要望する。

《対応状況》【環境農政局・県土整備局】

県では、不法投棄や散乱ごみの未然防止対策として、日頃から職員による河川パトロールを実施するほか、車両の乗り入れを規制する車止めの設置、不法投棄に対する啓発・警告看板の設置等を実施しています。

また、原状回復対策として、堤防の草刈りにあわせて清掃を行うとともに、河川区域内に不法廃棄された廃棄物、放置車両等の撤去を実施しており、今後も継続して実施していきます。

併せて、県ホームページ及びリーフレットの配布などにより、水源地域を守る意識の啓発に努めており、引き続きこうした取組を推進していきます。

＜要望事項＞

(2) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について（清川村）

ア 森林は、水源涵養や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等様々な機能を有しており、保全と再生に取り組み、近年発生している大規模な被害をもたらす台風等によっておこる間伐材の流出によっておこる被害を未然に防止するため、間伐材の搬出が必要であることから、間伐材の搬出・利用もあわせた林材の有効な流通体制が整備できるよう制度の拡大を要望する。

《対応状況》【環境農政局】

水源環境保全税を活用した特別対策事業は、水源環境の保全・再生に直接的効果が見込まれる事業を対象としています。

間伐材の流通体制の整備については、水源環境の保全・再生に直接的な効果が見込まれるものではないことから、補助対象とすることは困難ですが、間伐材を搬出するための作業路の整備については、水源環境保全・再生市町村補助金事業の対象としています。また、間伐材の搬出については、間伐材搬出促進事業補助金の対象としていますので、こうした支援により、引き続き間伐材の有効利用を図っていきます。

なお、間伐材の流出防止については、令和2年度から森林整備業務仕様書に伐採後の幹や枝の適切な処理について規定するなど、対応を進めています。

〈要望事項〉

イ 造林補助事業や水源環境保全・再生事業などの林業施策については、森林整備という目的を同じくするものの、補助制度のしくみに相違があり、制度利用には理解しにくいものとなっているが、豊かな森林を再生し、水源涵養機能の向上を図るためにには、森林整備を促進する必要がある。

ついては、造林補助事業等において、森林所有者の負担軽減を図るため、補助率の拡大拡充を要望する。

《対応状況》【環境農政局】

造林補助事業は、森林所有者等が自ら森林整備を行った場合に、事業費に対し一定の割合で補助を行う仕組みであり、条件を満たせば実質最大85%の助成を受けることができます。

また、水源地域において、森林所有者と市町村が協力協約を締結した場合には、造林事業補助金に上乗せして補助する制度も整えています。

このような制度により、森林所有者の負担軽減を図っていますので、現時点で補助率の拡充は考えていません。

なお、今後、森林を取り巻く大きな社会情勢の変化があった場合には、必要に応じて事業の見直しを行うなど、適正な補助制度の維持に努めていきます。

〈要望事項〉

(3) 市町村設置型高度処理型浄化槽に係る新たな助成制度の創設について（山北町）

当町では、三保ダム集水域において高度処理型での合併処理浄化槽整備事業を推進しており、一般住宅については、独居世帯・高齢世帯など設置が困難な箇所を除き、概ね設置が完了した。

令和2年6月の水源環境保全・再生かながわ県民会議の次期（第4期）「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に関する意見書に取組を着実に進めた結果、河川における水質改善の状況変化に一定の成果が見られると評価している。

この成果は、高度処理型であることから、県集水域の水質維持に寄与していることから、今後、成果が後退しないよう維持管理費に必要な経費（修繕費）として補助することを第4期計画で実現するよう要望する。

《対応状況》【環境農政局】

市町村が設置する高度処理型合併処理浄化槽への補助については、リン除去効果を将来に渡り発揮させるよう高度処理に係る経費相当額として、平成29年度からリン除去装置の更新費用を浄化槽設置時に一括交付しています。「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の期間においても、本制度を維持できるよう必要な予算の確保に努めます。

なお、設置後の浄化槽に対する点検や修繕等の維持管理については、設置者である市町村において適切に管理されるものと考えており、新たな補助制度の創設は現時点では考えていません。